新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

（平成29年12月　第２回訂正分）

株式会社イオレ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年12月７日に関東財務局長に提出し、平成29年12月８日にその届出の効力が生じております。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年11月10日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年11月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集140,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し153,200株（引受人の買取引受による売出し115,000株・オーバーアロットメントによる売出し38,200株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年12月６日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

２ 【募集の方法】

平成29年12月６日に決定**された**引受価額**(1,738.80円)**にて、当社と元引受契約を締結**した**後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額**(発行価格1,890円)**で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定**された**価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「117,208,000」を「**121,716,000**」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「117,208,000」を「**121,716,000**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) ４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金**であります。**

５．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を**勘案した結果、**オーバーアロットメントによる売出しを**行います。**

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第２　売出要項　３　売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４　売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

６．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) ５．の全文削除及び６．７．の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）１」を「1,890」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）１」を「1,738.80」に訂正。

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）３」を「869.40」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）４」を「１株につき1,890」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(1,750円～1,890円)に基づいたブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,890円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,738.80円と決定いたしました。

２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,890円)と会社法上の払込金額(1,487.50円)及び平成29年12月６日に決定された引受価額(1,738.80円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、１株当たりの増加する資本準備金の額は869.40円(増加する資本準備金の額の総額121,716,000円)と決定いたしました。

４．申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(１株につき1,738.80円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

７．販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）８．の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：２．引受人は新株式払込金として、平成29年12月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(１株につき1,738.80円)を払込むことといたします。

３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(１株につき151.20円)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．上記引受人と平成29年12月６日に元引受契約を締結いたしました。

２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「234,416,000」を「243,432,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「228,416,000」を「237,432,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額**であります。**

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額237,432千円については、①当社が運営するサービスに係るデータベースやシステム開発のための設備資金に166,432千円、②既存事業拡大のための営業及び開発に係る人材採用費並びに戦略的な事業規模拡大のための広告宣伝費等の過年度からの増加分の一部として71,000千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

① 当社が運営するサービスに係るデータベースやシステム開発のための設備資金として、166,432千円（平成30年３月期69,000千円、平成31年３月期97,432千円）を充当する予定であります。具体的には、平成30年３月期及び平成31年３月期において「らくらく連絡網」の会話機能の改善などのユーザビリティの改善を、平成31年３月期において「pinpoint」への寄与のためのユーザーデータベースの連携先拡大と「らくらくアルバイト」の提携先拡大に伴うシステムの高速化・検索機能の高度化を行う予定であります。今後、当社の事業を成長させていくには、当社が運営する「らくらく連絡網」のユーザー操作反応や操作性の向上、「pinpoint」への寄与を想定した、主婦や大学生などの、他社ユーザーデータベースとの連携先拡大、「らくらくアルバイト」の提携先拡大のためのシステムの高速化やユーザーのニーズに応じた検索機能の高度化などが必要と考えております。当社は、社内人員とシステム開発会社への外注を利用してシステム開発を行っておりますが、今後、開発のスピードを早め、より多くの新サービスのリリースやユーザビリティの向上を図り、それにより収益の拡大を図っていく方針であります。

② 既存事業拡大のための営業及び開発に係る人材採用費並びに戦略的な事業規模拡大のための広告宣伝費等の過年度からの増加分の一部として71,000千円（平成30年３月期31,000千円、平成31年３月期40,000千円）を充当する予定であります。当社の収益を戦略的に拡大していくためには、まずユーザーに対して認知・誘導の活動を強化していく必要があります。特に、「ガクバアルバイト」や「らくらくアルバイト」の拡大のため、リスティング広告の出稿、検索エンジン最適化などのWEB広告などの広告宣伝活動を戦略的に活発化させ、事業の拡大を図っていく方針であります。また、今後、事業の拡大に際し、優秀な人材を確保するために、採用活動を積極的に行っていく方針であります。

第２　【売出要項】

１　【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年12月６日に決定**された**引受価額**(1,738.80円)**にて、当社と元引受契約を締結**した**後記「２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第２　売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格**1,890円**)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「209,300,000」を「**217,350,000**」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「209,300,000」を「**217,350,000**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) **３．**振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)２に記載した振替機関と同一であります。

４．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を**勘案した結果、**オーバーアロットメントによる売出しを**行います。**

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「３　売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４　売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

５．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) ３．４．の全文削除及び５．６．７．の番号変更

２　【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１、２」を「**1,890**」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）２」を「**1,738.80**」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）２」を「**１株につき1,890**」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）３」を「**(注)３**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) ２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一**の理由により決定いたしました。**

３．**元引受契約の内容**

各金融商品取引業者の引受株数　株式会社ＳＢＩ証券　　115,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額**(１株につき151.20円)**の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と**平成29年12月６日**に元引受契約を締結**いたしました。**

３　【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「69,524,000」を「72,198,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「69,524,000」を「72,198,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社ＳＢＩ証券が行う売出しであります。

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)２に記載した振替機関と同一であります。

(注) ５．の全文削除及び６．の番号変更

４　【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2)　【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１」を「1,890」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）１」を「１株につき1,890」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成29年12月６日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社五六(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、38,200株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を平成30年１月９日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成30年１月９日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

（平成29年11月　第１回訂正分）

株式会社イオレ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年11月28日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年11月10日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集140,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し153,200株（引受人の買取引受による売出し115,000株・オーバーアロットメントによる売出し38,200株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、平成29年11月27日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項並びに「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　６　コーポレート・ガバナンスの状況等」の記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部　【証券情報】

第１　【募集要項】

１　【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

（注）**２．**当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

（注）２．の全文削除及び３．の番号変更

2 【募集の方法】

平成29年12月６日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年11月27日**開催**の取締役会において決定**された**会社法上の払込金額**(1,487.50円)**以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「211,820,000」を「**208,250,000**」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「114,632,000」を「**117,208,000**」に訂正。

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「211,820,000」を「**208,250,000**」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「114,632,000」を「**117,208,000**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) ３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額**であります。**

５．**仮条件(1,750円～1,890円)の平均価格(1,820円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は254,800,000円となります。**

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）２」を「**1,487.50**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) １．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,750円以上1,890円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年12月６日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額**(1,487.50円)**及び平成29年12月６日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

８．引受価額が会社法上の払込金額**(1,487.50円)**を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄内記載の訂正＞

「引受株式数(株)」の欄の引受人の引受株式数：「未定」を「**株式会社ＳＢＩ証券101,400、みずほ証券株式会社12,800、ＳＭＢＣ日興証券株式会社7,700、マネックス証券株式会社5,100、藍澤證券株式会社2,600、岩井コスモ証券株式会社2,600、極東証券株式会社2,600、東洋証券株式会社2,600、むさし証券株式会社2,600**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) **１．**上記引受人と発行価格決定日(平成29年12月６日)に元引受契約を締結する予定であります。

２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) １．の全文削除及び２．３．の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「229,264,000」を「234,416,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「223,264,000」を「228,416,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、**仮条件(1,750円～1,890円)の平均価格(1,820円)を基礎として算出した見込額であります。**

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額228,416千円については、①当社が運営するサービスに係るデータベースやシステム開発のための設備資金に157,416千円、②既存事業拡大のための営業及び開発に係る人材採用費並びに戦略的な事業規模拡大のための広告宣伝費等の過年度からの増加分の一部として71,000千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

① 当社が運営するサービスに係るデータベースやシステム開発のための設備資金として、157,416千円（平成30年３月期69,000千円、平成31年３月期88,416千円）を充当する予定であります。具体的には、平成30年３月期及び平成31年３月期において「らくらく連絡網」の会話機能の改善などのユーザビリティの改善を、平成31年３月期において「pinpoint」への寄与のためのユーザーデータベースの連携先拡大と「らくらくアルバイト」の提携先拡大に伴うシステムの高速化・検索機能の高度化を行う予定であります。今後、当社の事業を成長させていくには、当社が運営する「らくらく連絡網」のユーザー操作反応や操作性の向上、「pinpoint」への寄与を想定した、主婦や大学生などの、他社ユーザーデータベースとの連携先拡大、「らくらくアルバイト」の提携先拡大のためのシステムの高速化やユーザーのニーズに応じた検索機能の高度化などが必要と考えております。当社は、社内人員とシステム開発会社への外注を利用してシステム開発を行っておりますが、今後、開発のスピードを早め、より多くの新サービスのリリースやユーザビリティの向上を図り、それにより収益の拡大を図っていく方針であります。

② 既存事業拡大のための営業及び開発に係る人材採用費並びに戦略的な事業規模拡大のための広告宣伝費等の過年度からの増加分の一部として71,000千円（平成30年３月期31,000千円、平成31年３月期40,000千円）を充当する予定であります。当社の収益を戦略的に拡大していくためには、まずユーザーに対して認知・誘導の活動を強化していく必要があります。特に、「ガクバアルバイト」や「らくらくアルバイト」の拡大のため、リスティング広告の出稿、検索エンジン最適化などのWEB広告などの広告宣伝活動を戦略的に活発化させ、事業の拡大を図っていく方針であります。また、今後、事業の拡大に際し、優秀な人材を確保するために、採用活動を積極的に行っていく方針であります。

第２　【売出要項】

１　【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「204,700,000」を「**209,300,000**」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「204,700,000」を「**209,300,000**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）３．売出価額の総額は、**仮条件(1,750円～1,890円)の平均価格(1,820円)で算出した見込額であります。**

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)**２**に記載した振替機関と同一であります。

３　【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「67,996,000」を「**69,524,000**」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「67,996,000」を「**69,524,000**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）５．売出価額の総額は、**仮条件(1,750円～1,890円)の平均価格(1,820円)で算出した見込額であります。**

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)**２**に記載した振替機関と同一であります。

第二部　【企業情報】

第４　【提出会社の状況】

６　【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)　【コーポレート・ガバナンスの状況】

②　会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

ａ　会社の機関の説明

(c)　内部監査担当

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受け、経営管理部**５名のうち、２名**が各組織の監査を実施しております。ただし、経営管理部の監査は事業統括部が実施しております。

内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告を踏まえ、代表取締役社長と内部監査担当者が協議し、改善等の指示が必要と判断された場合には、内部監査担当者は速やかに被監査部門組織の責任者に対してその旨を通知いたします。その後の改善状況については、被監査部門である各組織の責任者が内部監査担当者を経由して代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出し、内部監査担当者が改善処置実施状況を確認します。

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

平成29年11月

eole Inc.

株式会社イオレ

1.　この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式211,820千円（見込額）の募集及び株式204,700千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式67,996千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を平成29年11月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

　したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

　なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2.　この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社イオレ

東京都港区高輪三丁目５番23号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。

1　ミッション・ビジョン

Mission

**新しい便利、
新しいよろこびを。**

新しいテクノロジーを駆使し、今までになかった新しい便利、新しいよろこびを創り出し、世の中を応援し、社会に貢献してゆく

Vision

**団体活動を応援する、
データカンパニーへ。**

団体活動を支援することにより団体から最も支持されるサービスを提供し、これと新しいテクノロジーを融合させることで、データがメディアになる時代において、データベースを最も保有し、最も活かすことのできる企業を目指す

2　業績の推移

売上の推移（百万円）

（注）百万円未満は切り捨て表示しております。

第16期売上のサービス別内訳（%）

（注）平成29年10月より「大学生アルバイト.com」のサービス名称を「ガクバアルバイト」に変更しております。

3　事業の内容

(1)らくらく連絡網

■ らくらく連絡網とは

「らくらく連絡網」は、団体やグループでの活動に必要な出欠確認や日程調整、アンケート、安否確認等を、メールの一斉送信で簡単に行うことができるグループコミュニケーション支援サービスです。「らくらく連絡網」のユーザーは、部活動やサークル、ゼミ、子供の習い事や少年スポーツチーム、PTA等何らかの団体・集団活動に従事しており、団体単位で加入して団体活動の出欠確認、日程調整、重要情報の通達等に「らくらく連絡網」を利用しています。「らくらく連絡網」は無料となっており、クライアント企業からの広告収入を受け取っております。また、無料版の「らくらく連絡網」の利便性を高めた有料版も展開しております。

ニーズ

・メールのドメイン指定等で、一部の人に届かない. . .。
・人数が増えると相互通知や返信管理で大変なことに. . .。
・発信は代表やリーダークラスからだけにしたい。

連絡・お知らせを送る

・デバイスやアプリかメールかを問わず、大量に一斉同報が可能
・代表者だけでなく、グループリーダー等も設定可能

いろいろなアプリを使わずとも、「団体活動」に便利な機能がワンストップで。

出欠確認や日程調整、アンケート調査

・多彩なグループサポート機能

コミュニケーションが取りやすくなる機能がある。
一方、「SNSのIDを交換したくない」、「他のメンバーから友人申請をされたくない」などのニーズにも対応。

コミュニケーションサポート

・チャット機能や、写真やファイルの共有機能
・会員同士の名簿開示・非開示などコミュニティ管理機能

らくらく連絡網 利用団体内訳

（注）平成29年9月30日時点。

らくらく連絡網 会員数・有効団体数推移

（注）第8期は12月の数値となっております。データ抽出条件は各年で、多少変更されております。会員数、有効団体数は、記載単位未満を切り捨て表示しております。

(2)pinpoint

■ DSP/DMPとは

DSP(Demand Side Platform)は広告主や広告代理店のためのシステムで、広告在庫の買い付け、広告配信、掲載面、クリエイティブの分析、入札単価の調整、オーディエンスターゲティングなどインターネット広告において、広告主のためにあらゆる最適化をシステマティックに行っています。DMP（Data Management Platform)は、パブリックDMPとプライベートDMPがあり、パブリックDMPは、Webサイト訪問ユーザーのデモグラフィック情報や、興味関心・嗜好性などの外部オーディエンスデータとデータエクスチェンジさせることができるデータプラットフォームです。これに対し、プライベートDMPは、パブリックDMPの領域に加え、企業独自のマーケティングデータ（ユーザープロファイルや、購買情報など）を集約し、これを外部のオーディエンス情報と組み合わせ構築するプラットフォームです。当社では、独自の情報を基にした、プライベートDMPを保有しております。

■ pinpointとは

「pinpoint」は、当社および提携パートナーが独自に保有する属性が明らかな豊富なユーザーデータや各媒体に蓄積されたユーザーデータを活用して、精密なセグメント設定によって本当に届けたいターゲット属性への広告配信を可能とするDSP広告サービスです。そのデータの属性が明確であることから、類推データを使用して広告配信を行う他のDSP広告サービスよりも高い精度でターゲットへの広告配信を行うことができます。

また、「pinpoint DMP」は当社が独自開発したDMPであり、その運用も社内で行っていることに加え、Trading Deskチームの内製化により、運用の知見・経験が社内に豊富であることが特徴です。

pinpointのポジショニングと強み

(3)ガクバアルバイト（旧 大学生アルバイト.com）

「ガクバアルバイト」は、らくらく連絡網を入り口とした、大学生に特化したアルバイト求人情報提供サイトです。

(4)らくらくアルバイト

「らくらくアルバイト」は、らくらく連絡網会員をベースとしたセグメントに、仕事情報提供パートナーサイトからの求人案件を幅広く搭載し、一括応募ができるアルバイト求人情報ポータルサイトです。

4　事業系統図

eole Inc.
パートナー企業
ユーザー
クライアント企業
らくらく連絡網
ユーザーデータ
pinpoint
DMP
Trading Desk
料金支払い
広告掲載
サービス提供
ユーザー登録
データ連携
データ連携
広告配信
料金支払い
掲載先他社メディアおよび提携DSP
広告掲載・運用サービス提供
求人情報提供
求人情報閲覧・応募
ガクバアルバイト
料金支払い
求人情報掲載
求人情報提供
求人情報閲覧・応募
らくらくアルバイト
料金支払い
求人情報掲載
求人サイト運用事業者
求人情報掲載

5　業績等の推移

主要な経営指標等の推移

回　　次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 第2四半期
決　算　年　月		平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月	平成29年３月	平成29年９月
売上高	(千円)	454,700	607,294	773,060	950,277	1,157,990	683,138
経常利益	(千円)	47,824	54,042	11,497	14,514	112,456	77,932
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	(千円)	42,518	93,455	9,117	△159,952	127,577	64,258
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	329,367	329,367	329,367	382,701	382,701	599,984
発行済株式総数	(株)	13,698	13,698	13,698	15,198	15,198	2,130,900
純資産額	(千円)	148,231	241,686	250,803	191,351	318,928	792,624
総資産額	(千円)	248,782	446,460	669,675	626,910	706,400	1,109,215
１株当たり純資産額	(円)	9,432.84	16,255.41	16,921.00	115.42	199.36	—
１株当たり配当額 (１株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
１株当たり当期(四半期)純利益金額 又は１株当たり当期純損失金額(△)	(円)	3,103.99	6,822.57	665.60	△112.28	83.94	39.50
潜在株式調整後 １株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	51.9	49.9	34.6	28.0	42.9	71.2
自己資本利益率	(%)	39.4	53.1	4.0	—	42.1	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	74,901	169,733	108,382
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△223,891	△132,026	△466,450
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	120,741	△87,347	376,142
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	—	—	—	165,827	116,187	134,261
従業員数	(名)	37	54	65	64	66	—

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 当社は配当を行っておりませんので、１株当たり配当額及び配当性向についてはそれぞれ記載しておりません。
5. 第12期、第13期、第14期、第16期及び第17期第２四半期の潜在株式調整後１株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第15期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第15期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
8. 第12期、第13期及び第14期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員は就業人員であります。なお、平均臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
10. 第15期、第16期及び第17期第２四半期の財務諸表及び四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、東陽監査法人により監査又は四半期レビューを受けております。なお、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定による監査証明は受けておりません。
11. 当社は平成29年８月３日開催の取締役会決議に基づき、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に株式分割が行われたものと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期(四半期)純利益金額又は１株当たり当期純損失金額を算定しております。
12. 当社は、平成29年８月29日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部)』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、東陽監査法人の監査を受けておりません。

回　　次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 第2四半期
決　算　年　月		平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月	平成29年３月	平成29年９月
１株当たり純資産額	(円)	94.33	162.55	169.21	115.42	199.36	—
１株当たり当期(四半期)純利益金額 又は１株当たり当期純損失金額(△)	(円)	31.04	68.23	6.66	△112.28	83.94	39.50
潜在株式調整後 １株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
１株当たり配当額 (１株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

売上高

（単位：千円）

純資産額・総資産額

（単位：千円）

経常利益

（単位：千円）

1株当たり純資産額

（単位：円）

当期（四半期）純利益又は当期純損失(△)

（単位：千円）

1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

（単位：円）

（注）当社は、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。上記「１株当たり純資産額」及び「１株当たり当期（四半期）純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）」の各グラフにおいては、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を記載しております。

目　　次

頁

【表紙】 …… 1
第一部 【証券情報】 …… 2
第１ 【募集要項】 …… 2
１ 【新規発行株式】 …… 2
２ 【募集の方法】 …… 3
３ 【募集の条件】 …… 4
４ 【株式の引受け】 …… 5
５ 【新規発行による手取金の使途】 …… 5
第２ 【売出要項】 …… 7
１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 …… 7
２ 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 …… 8
３ 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 …… 9
４ 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 …… 10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 …… 11
第二部 【企業情報】 …… 13
第１ 【企業の概況】 …… 13
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 13
２ 【沿革】 …… 15
３ 【事業の内容】 …… 16
４ 【関係会社の状況】 …… 20
５ 【従業員の状況】 …… 20
第２ 【事業の状況】 …… 21
１ 【業績等の概要】 …… 21
２ 【生産、受注及び販売の状況】 …… 24
３ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 …… 25
４ 【事業等のリスク】 …… 28
５ 【経営上の重要な契約等】 …… 32
６ 【研究開発活動】 …… 32
７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 33
第３ 【設備の状況】 …… 36
１ 【設備投資等の概要】 …… 36
２ 【主要な設備の状況】 …… 36
３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 37

頁

第４　【提出会社の状況】……38
１　【株式等の状況】……38
２　【自己株式の取得等の状況】……53
３　【配当政策】……53
４　【株価の推移】……53
５　【役員の状況】……54
６　【コーポレート・ガバナンスの状況等】……56
第５　【経理の状況】……63
１　【財務諸表等】……64
第６　【提出会社の株式事務の概要】…… 111
第７　【提出会社の参考情報】…… 112
１　【提出会社の親会社等の情報】…… 112
２　【その他の参考情報】…… 112
第四部　【株式公開情報】…… 113
第１　【特別利害関係者等の株式等の移動状況】…… 113
第２　【第三者割当等の概況】…… 117
１　【第三者割当等による株式等の発行の内容】…… 117
２　【取得者の概況】…… 118
３　【取得者の株式等の移動状況】…… 121
第３　【株主の状況】…… 122

監査報告書 ……巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月10日
【会社名】	株式会社イオレ
【英訳名】	eole Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　吉田　直人
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪三丁目５番23号
【電話番号】	03－4455－7092(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　中井　陽子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪三丁目５番23号
【電話番号】	03－4455－7092(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役　中井　陽子
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　211,820,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し　204,700,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し　67,996,000円 (注)　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	140,000(注)２	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

（注）１．平成29年11月10日開催の取締役会決議によっております。
２．発行数については、平成29年11月27日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
３．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

2　【募集の方法】

平成29年12月６日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年11月27日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	―	―	―
入札方式のうち入札によらない募集	―	―	―
ブックビルディング方式	140,000	211,820,000	114,632,000
計(総発行株式)	140,000	211,820,000	114,632,000

(注) １．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年11月10日開催の取締役会決議に基づき、平成29年12月６日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
５．有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,780円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は249,200,000円となります。
６．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第２　売出要項　３　売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４　売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
７．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定（注）1	未定（注）1	未定（注）2	未定（注）3	100	自　平成29年12月８日（金） 至　平成29年12月13日（水）	未定（注）4	平成29年12月14日（木）

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成29年11月27日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年12月６日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年11月27日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年12月６日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であり、平成29年11月10日開催の取締役会において、平成29年12月６日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、平成29年12月15日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、平成29年11月29日から平成29年12月５日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行　銀座通支店	東京都中央区銀座５－８－15

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、平成29年12月14日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番３号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目７番１号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計	―	140,000	―

（注）１．引受株式数は、平成29年11月27日開催予定の取締役会において決定される予定であります。
２．上記引受人と発行価格決定日(平成29年12月６日)に元引受契約を締結する予定であります。
３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
229,264,000	6,000,000	223,264,000

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,780円)を基礎として算出した見込額であります。
２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
３．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額223,264千円については、①当社が運営するサービスに係るデータベースやシステム開発のための設備資金に152,264千円、②既存事業拡大のための営業及び開発に係る人材採用費並びに戦略的な事業規模拡大のための広告宣伝費等の過年度からの増加分の一部として71,000千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

① 当社が運営するサービスに係るデータベースやシステム開発のための設備資金として、152,264千円（平成30年３月期69,000千円、平成31年３月期83,264千円）を充当する予定であります。具体的には、平成30年３月期及び平成31年３月期において「らくらく連絡網」の会話機能の改善などのユーザビリティの改善を、平成31年３月期において「pinpoint」への寄与のためのユーザーデータベースの連携先拡大と「らくらくアルバイト」の提携先拡大に伴うシステムの高速化・検索機能の高度化を行う予定であります。今後、当社の事業を成長させていくには、当社が運営する「らくらく連絡網」のユーザー操作反応や操作性の向上、「pinpoint」への寄与を想定した、主婦や大学生などの、他社ユーザーデータベースとの連携先拡大、「らくらくアルバイト」の提携先拡大のためのシステムの高速化やユーザーのニーズに応じた検索機能の高度化などが必要と考えております。当社は、社内人員とシステム開発会社への外注を利用してシステム開発を行っておりますが、今後、開発のスピードを早め、より多くの新サービスのリリースやユーザビリティの向上を図り、それにより収益の拡大を図っていく方針であります。

② 既存事業拡大のための営業及び開発に係る人材採用費並びに戦略的な事業規模拡大のための広告宣伝費等の過年度からの増加分の一部として71,000千円（平成30年３月期31,000千円、平成31年３月期40,000千円）を充当する予定であります。当社の収益を戦略的に拡大していくためには、まずユーザーに対して認知・誘導の活動を強化していく必要があります。特に、「ガクバアルバイト」や「らくらくアルバイト」の拡大のため、リスティング広告の出稿、検索エンジン最適化などのWEB広告などの広告宣伝活動を戦略的に活発化させ、事業の拡大を図っていく方針であります。また、今後、事業の拡大に際し、優秀な人材を確保するために、採用活動を積極的に行っていく方針であります。

（注） 設備資金の内容については、「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第２ 【売出要項】

１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年12月６日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２ 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第２ 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	115,000	204,700,000	東京都世田谷区上野毛二丁目５番９号 株式会社五六 25,000株 東京都文京区 小川 誠 40,000株 東京都品川区 中井 陽子 30,000株 東京都三鷹市 一條 武久 20,000株
計(総売出株式)	―	115,000	204,700,000	―

(注) １．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
２．「第１ 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,780円)で算出した見込額であります。
４．売出数等については今後変更される可能性があります。
５．振替機関の名称及び住所は、「第１ 募集要項 １ 新規発行株式」の(注)３に記載した振替機関と同一であります。
６．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「３ 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４ 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
７．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３．ロックアップについて」をご参照下さい。

２　【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1)　【入札方式】

①　【入札による売出し】

該当事項はありません。

②　【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)　【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定(注)１、２	未定(注)２	自　平成29年12月８日(金)至　平成29年12月13日(水)	100	未定(注)２	引受人の本店及び営業所	東京都港区六本木一丁目６番１号株式会社ＳＢＩ証券	未定(注)３

(注)１．売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)１と同様であります。

２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

３．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年12月６日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

５．株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

６．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．上記引受人の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)７に記載した販売方針と同様であります。

３　【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	38,200	67,996,000	東京都港区六本木一丁目６番１号 株式会社ＳＢＩ証券
計(総売出株式)	―	38,200	67,996,000	―

(注) １．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社ＳＢＩ証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社ＳＢＩ証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,780円)で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)３に記載した振替機関と同一であります。

４　【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1)　【入札方式】

①　【入札による売出し】

該当事項はありません。

②　【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)　【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定(注)１	自　平成29年12月８日(金) 至　平成29年12月13日(水)	100	未定(注)１	株式会社ＳＢＩ証券の本店及び営業所	―	―

(注)　１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

２．株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。

３．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

４．株式会社ＳＢＩ証券の販売方針は、「２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)　(2)　ブックビルディング方式」の(注)７に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社ＳＢＩ証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社五六(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、38,200株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を平成30年１月９日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成30年１月９日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の取締役である吉田直人、当社の取締役であり売出人である小川誠、中井陽子、一條武久、当社の監査役である大山亨、田島正広及び当社株主である凸版印刷株式会社、株式会社ＫＥＩアドバンス、株式会社アルファステップ、本郷孔洋、株式会社毎日コムネット、Hongo holdings株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年３月14日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）は行わない旨合意しております。

当社の株主であり売出人かつ貸株人である株式会社五六は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年６月12日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月	平成29年３月
売上高	(千円)	454,700	607,294	773,060	950,277	1,157,990
経常利益	(千円)	47,824	54,042	11,497	14,514	112,456
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	42,518	93,455	9,117	△159,952	127,577
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―	―
資本金	(千円)	329,367	329,367	329,367	382,701	382,701
発行済株式総数	(株)	13,698	13,698	13,698	15,198	15,198
純資産額	(千円)	148,231	241,686	250,803	191,351	318,928
総資産額	(千円)	248,782	446,460	669,675	626,910	706,400
１株当たり純資産額	(円)	9,432.84	16,255.41	16,921.00	115.42	199.36
１株当たり配当額 (１株当たり中間配当額)	(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)	(円)	3,103.99	6,822.57	665.60	△112.28	83.94
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	51.9	49.9	34.6	28.0	42.9
自己資本利益率	(%)	39.4	53.1	4.0	―	42.1
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
配当性向	(%)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	74,901	169,733
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	△223,891	△132,026
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	―	―	120,741	△87,347
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	―	―	―	165,827	116,187
従業員数	(名)	37	54	65	64	66

(注) １．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
４．当社は配当を行っておりませんので、１株当たり配当額及び配当性向についてはそれぞれ記載しておりません。

5．第12期、第13期、第14期及び第16期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第15期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6．第15期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7．株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
8．第12期、第13期及び第14期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9．従業員は就業人員であります。なお、平均臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
10．前事業年度(第15期)及び当事業年度(第16期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。なお、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定による監査証明は受けておりません。
11．当社は平成29年８月３日開催の取締役会決議に基づき、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に株式分割が行われたものと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額を算定しております。
12．当社は、平成29年８月29日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現　日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ｉの部)』の作成上の留意点について」(平成24年８月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値(１株当たり配当額についてはすべての数値)については、東陽監査法人の監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成25年３月	平成26年３月	平成27年３月	平成28年３月	平成29年３月
１株当たり純資産額　(円)	94.33	162.55	169.21	115.42	199.36
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)　(円)	31.04	68.23	6.66	△112.28	83.94
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　(円)	―	―	―	―	―
１株当たり配当額(１株当たり中間配当額)　(円)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)

２ 【沿革】

年月	概　要
平成13年４月	インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービスを事業目的として、港区六本木に株式会社イオレ(資本金10,000千円)を設立
平成13年６月	渋谷区西原に本社を移転、営業開始
平成13年10月	携帯サッカー新聞「オーレ！ニッポン」公式サイト開設
平成15年４月	世田谷区奥沢に本社を移転
平成17年４月	グループコミュニケーション支援サービス「らくらく連絡網」運用開始
平成21年７月	「オーレ！ニッポン」を含む６サイトを株式会社シーエー・モバイルに事業譲渡
平成21年８月	「らくらく連絡網」の広告が非表示になるサービス「らくらく連絡網有料版」運用開始
平成22年４月	大学生に特化したアルバイト求人情報提供サイト「ガクバアルバイト（大学生アルバイト.com）」(注１)運用開始
平成25年７月	アルバイト求人情報ポータルサイト「らくらくアルバイト」運用開始
平成25年10月	港区高輪に本社を移転
平成26年３月	「らくらく連絡網」スマートフォン版アプリリリース
平成26年４月	プライベートDMP(注２)『pinpoint DMP』運用開始
平成26年11月	『pinpoint DMP』を活用したGoogle社「DBM」(注３)での広告配信開始
平成27年10月	『pinpoint DMP』を活用したFacebook・Twitter・Instagram・Youtubeでの広告配信開始
平成27年11月	株式会社KEIアドバンスと資本業務提携締結
平成27年12月	株式会社毎日コムネットと資本業務提携締結
平成28年６月	『pinpoint DMP』を活用したLINEでの広告配信開始
平成29年７月	凸版印刷株式会社と資本業務提携締結

（注１） 平成29年10月より「大学生アルバイト.com」のサービス名称を「ガクバアルバイト」に変更しております。

（注２） DMP(データマネジメントプラットフォーム)とは、インターネット上に蓄積されている様々なデータを統合、管理、分析し、広告配信などの最適化を可能とするためのプラットフォームであります。
DMPは、主に第三者が保有するデータを利用するパブリックDMPと、第三者が保有するデータに加えて自社が独自に保有するデータを利用するプライベートDMPに大別できます。

（注３） DBM(DoubleClick Bid Manager)とは、Google社が提供するDSP(注４)であります。

（注４） DSP(デマンドサイドプラットフォーム)とは、広告主の利益を最大化するために効率的にインターネット広告枠の買い付けをし、広告を配信するプラットフォームであります。
DSPを利用することで、ユーザーのウェブ行動ログや広告接触履歴データ、購買データ、会員データ等を考慮した適切なユーザーのターゲティングと、ユーザーの広告１インプレッション(広告露出)ごとに最適な自動入札取引・広告配信を行うことが可能となります。

3 【事業の内容】

当社は、「新しいテクノロジーを駆使し、今までになかった新しい便利、新しいよろこびを創り出し、世の中を応援し、社会に貢献してゆく」という経営理念のもと、グループコミュニケーション支援サービスを独自開発し、その運営を通して、さまざまな生活者支援に貢献するべく事業を推進しております。

当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、①日本全国の部活動、サークル、PTA等の団体活動従事者向けにグループコミュニケーション支援サービスを提供する「らくらく連絡網」、②自社サービスの登録情報を基にした精度の高いデータを保有している『pinpoint DMP』と連携したDSP広告サービスである「pinpoint」、③大学生に特化したアルバイト求人情報提供サイトである「ガクバアルバイト」、④アルバイト求人情報ポータルサイトである「らくらくアルバイト」を主要なサービスとして提供しております。

当社の提供するサービスとその概要は以下のとおりであります。

セグメント区分	サービス名	概要
インターネット メディア関連事業	らくらく連絡網	グループコミュニケーション支援サービス
	pinpoint	『pinpoint DMP』と連携したDSP広告サービス
	ガクバアルバイト	大学生に特化したアルバイト求人情報提供サイト
	らくらくアルバイト	アルバイト求人情報ポータルサイト
	その他	主として以下のサービス 他求人広告：他社求人媒体の広告の代理店販売サービス 他媒体広告：他社媒体の広告の代理店販売サービス SP：大学構内でのフィールド系広告の販売サービス等 学校連絡網：学校関係に特化した有償の連絡網サービス

(1) らくらく連絡網

当社サービスの中核となる「らくらく連絡網」は、団体やグループでの活動に必要な出欠確認や日程調整、アンケート、安否確認等を、メールの一斉送信でカンタンに行うことができる無料のグループコミュニケーション支援サービスであります。「らくらく連絡網」のユーザーは、部活動やサークル、ゼミ、子供の習い事や少年スポーツチーム、PTA等、何らかの団体・集団活動に従事しており、団体単位で加入して団体活動の出欠確認、日程調整、重要情報の通達等に「らくらく連絡網」を利用しております。

「らくらく連絡網」は、以下のようなユーザーの利便性に資する機能や特徴を有しております。

・スマートフォン、フィーチャーフォン、及びPC等、様々なデバイスに対応している他、スマートフォンアプリとしても展開しており、「グループみんなで使える」サービスとなっております。

・回答結果がひと目でわかる、未回答者にワンタップで催促できる、日程調整や出欠確認など７種類のメールを使い分けできる、といった機能を備えております。

・試合の写真、会議の資料、集合場所の地図、部活の台本などを共有でき、また、Excel、Word、PDFなど様々な形式のファイルをサポートしております。

・スマートフォンアプリは、トーク機能を備えており、連絡網メールを送る前の簡単な相談などが可能となっております。また、トーク機能では、「らくらく連絡網」のオリジナルキャラのスタンプも利用することができます。

当社は、「らくらく連絡網」の機能や利便性の向上によりユーザー数の増加を図っており、平成17年４月にサービス開始以降、ユーザー数は堅調に増加しております。平成29年９月末時点における「らくらく連絡網」の会員数は669万人、アプリ会員数は138万人、有効団体数(会員が３名以上所属している団体数)は38万団体であります。

なお、当社は、「らくらく連絡網」のインターネット媒体としての特性や利用者数等を背景として、広告収入を受け取っております。また、無料版の「らくらく連絡網」の利便性を高めた有料版の「らくらく連絡網」を提供し、その利用料収入を受け取っております。

① 広告収入

「らくらく連絡網」を利用している会員に対し、「らくらく連絡網」サイト内でのバナー広告の掲載やメールマガジンの配信、当社ユーザーが閲覧する第三者サイトへのバナー広告の掲載等を行うことにより、広告主から広告収入を受け取っております。また、「らくらく連絡網」のユーザー向けに商品サンプリングやテストモニターなどのタイアップ広告を配信し、広告主のマーケティング支援を行い、その成果に応じて収入を受け取っております。

当社が独自開発した「らくらく連絡網」を無料で提供することで会員数を増やし、広告配信機会の拡大を図ることができ、また、会員の詳細な属性データを保有していることから、クライアントのニーズに応じた詳細な配信設定により高い広告配信効果を期待できる、付加価値の高い広告サービスを提供しております。

② 有料版「らくらく連絡網」の利用料収入

「らくらく連絡網」は、原則として利用者に無料でサービスを提供しておりますが、有料であってもより高い利便性を望むユーザーもいるとの認識から、有料版の「らくらく連絡網」を提供し、その利用料収入を受け取っております。

(2) pinpoint

「pinpoint」は、当社及び提携パートナーが独自に保有する属性が明らかな1,000万人以上のユーザーデータや各媒体に蓄積されたユーザーデータを活用して、精密なセグメント設定によって本当に届けたいターゲット属性への広告配信を可能とするDSP広告サービスであります。「pinpoint」においては、「らくらく連絡網」の広告枠の販売だけではなく、DSPを介して「らくらく連絡網」利用者のオーディエンスデータ(注１)に合致する外部サイトの広告枠の買付け、販売を行うことで、広告主のマーケティング・チャネルの最適化を図っております。当社は、「らくらく連絡網」におけるおよそ670万人の会員情報を基に、精度の高い詳細なオーディエンスデータを保有していることから、これを当社が独自開発したプライベートDMP『pinpoint DMP』で統合、管理、分析することで、精度の高いターゲティングを可能とした広告サービスを「pinpoint」として提供しております。

「pinpoint」は、以下のような強みや特徴を有しております。

・広告配信の基礎となるデータベースは、「らくらく連絡網」及び提携パートナーから取得しているデータで構築されており、そのデータの属性が明確であることから、類推データを使用して広告配信を行う他のDSP広告サービスよりも高い確度でターゲットへの広告配信を行うことができます。

・『pinpoint DMP』は当社が独自開発したDMPであり、その運用も社内で行っております。そのため、データサプライヤー側との連携が容易であることに加え、各DSP事業者等との接続にあたっても広告代理店の広告配信システムを変更することなく行うことができます。

・当社は、Trading Desk(注２)チームを内製化しており、クライアントの広告効果最大化のため、適宜配信の設定・変更・分析を行うことができます。また、その知見を社内に蓄積させることで、事例をもとにした同一業界への販売活動が可能であります。

・「pinpoint」は、国内の複数のWEBサイト・SNSへの広告配信が可能であり、ターゲットへの広告配信機会を幅広く確保しております。また、静止画バナー広告の他、インフィード広告(注３)、動画広告といった、多様な広告表現にも対応することができます。

なお、当社は、「らくらく連絡網」に蓄積されたユーザーデータと『pinpoint DMP』を活用した広告サービスを提供し、広告料収入を受け取っております。また、広告配信における媒体選定・配信設計・広告運用・クリエイティブ制作といった一連のサービスをワンストップで提供しており、これらのサービスに係るサービス料収入を受け取っております。

(3) ガクバアルバイト

「ガクバアルバイト」は、大学生に特化したアルバイト求人情報提供サイトであります。「らくらく連絡網」の中心的な利用者のひとつである大学生は、大学入学後１年生の春から夏を代表的な時期として、年間を通してアルバイト探しをしており、このようなアルバイト探しのニーズがある大学生に対して、アルバイト求人情報を提供しております。

「ガクバアルバイト」は、およそ670万人の会員を有する「らくらく連絡網」の会員登録時及び利用時において当サイトの訴求を行い、新規登録者の獲得に繋げることができるという特徴があります。また、大学生という特定のセグメントへ特化し、かつ、会員を詳細なセグメントに分類できる「らくらく連絡網」と連携することで、クライアント企業と大学生の双方のニーズに合致した求人情報を提供することができるという特徴があります。

「ガクバアルバイト」においては、平成29年３月期に10万人の新規登録者、平成30年３月期の第２四半期累計期間に６万人の新規登録者を獲得しており、会員数は堅調に増加しております。また、アルバイトを探している大学生を恒常的に確保したい短期・単発の仕事を斡旋する派遣企業や、営業力や語学力を身につけたいと考える意欲の高い大学生をアルバイト雇用したいベンチャー企業、繁忙期において大量のアルバイトを採用したい大手飲食チェーンを中心に、求人掲載数も堅調に推移しております。

なお、当社は、「ガクバアルバイト」によりアルバイト求人情報を利用者に提供することで、企業側から広告収入を受け取っております。

(4) らくらくアルバイト

「らくらくアルバイト」は、アルバイト求人サイト運営企業と提携し、当該企業群が保持する全国のアルバイト求人情報をインポートしているアルバイト求人情報ポータルサイトであります。全国のアルバイト求人情報を、地方の大学生や、「らくらく連絡網」のもうひとつの中心的な利用者である、20代・30代の男女のうち主にフリーターや主婦層に対して提供しております。

「らくらくアルバイト」は、およそ670万人の会員を有する「らくらく連絡網」の会員登録時及び利用時において当サイトの訴求を行い、新規登録者の獲得に繋げることができるという特徴があります。また、アルバイト求人サイト運営企業と提携し、当該企業群が保持する全国のアルバイト求人情報をインポートすることで、保持するデータベースの量やクライアント企業の案件への応募数において、優位性を確保できるという特徴があります。

「らくらくアルバイト」においては、サービス開始以降、会員数は堅調に増加しており、平成29年９月末時点での会員数は120万人となっております。

なお、当社は、サイト利用者が応募したアルバイト求人情報を提供している提携企業側から広告収入を受け取っております。

(5) その他

その他のサービスとして、「他求人広告」、「他媒体広告」、「セールス・プロモーション(SP)」、「学校連絡網」などのサービスを提供しております。

「他求人広告」は、他社が運営する求人媒体における求人広告枠の販売サービスであり、「他媒体広告」は、他社が運営する媒体における広告枠の販売サービスであります。また、「SP」は、主に大学構内でのフィールド系広告の販売サービス等であり、学食内、売店等の広告スペースや学内チラシへの広告の掲載や、学内やキャンパス前での広告チラシの配布等を行っております。当社は、広告の掲載等を行うことで、広告主から広告収入を受け取っております。

また、「学校連絡網」は、公立私立の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校などの学校関係に特化した有償の連絡網サービスであり、その利用料収入を受け取っております。

（注１） オーディエンスデータとは、あるインターネットユーザー(アプリを含む)の個人を特定しない属性情報や行動履歴情報であります。

（注２） Trading Desk(トレーディングデスク)とは、広告主に代わって、DSP等を用いた広告運用の最適化をサポートすること、または、サポートする組織であります。予算と商品に合わせて、利用するDSP等の広告配信ツールの選定、広告枠の買付け、運用戦略の立案、配信結果のレポーティング、分析等を行い、最適な広告運用をサポートします。

（注３） インフィード広告とは、WEBサイトやSNSアプリのコンテンツとコンテンツの間に組み込まれ、表示される広告のことであります。

事業系統図

当　社
ピンポイント
pinpoint
トレーディングデスク
ユーザー
広告主
閲覧
WEB メディア
料金支払い
DSP 運営事業者
広告枠提供
pinpoint DMP
データ連携
広告掲載・運用サービス提供
SNS メディア
ユーザー登録
無料サービス提供
無料サービス利用
有料サービス提供
有料サービス利用・料金支払い
らくらく連絡網
広告掲載
求人情報提供
求人情報閲覧・応募
ガクバアルバイト
求人情報掲載
らくらくアルバイト
求人サイト運営事業者
取扱いメディア
他求人広告 他媒体広告
広告・求人情報掲載
フィールドメディア
SP
広告掲載・プロモーションサービス提供

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年９月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
73	32.2	3.6	4,932

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 臨時従業員数はその総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

第16期事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善にみられるように好循環が広がりつつある中で、景気について、一部に改善の遅れがみられるものの、緩やかな回復基調が続いております。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるなど、なお先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するインターネット分野におきましては、スマートフォンの普及が進み、平成27年12月末時点の世帯保有率は72.0%(前年比7.8%増)となり(総務省「平成28年版　情報通信白書」)、インターネット利用シーンの多様化並びに利用頻度の増加がみられ、これに伴い当社が事業展開するインターネット広告市場も、平成28年のインターネット広告費が１兆3,100億円(前年比13.0%増)となり、特に運用型広告が7,383億円(前年比18.6%増)と成長するなど、好調に推移しております(株式会社電通「2016年　日本の広告費」)。また、有効求人倍率の上昇の後押しを受け、求人メディア全体の求人広告件数が平成29年３月において129万４千件(前年比0.1%増)と求人広告市場が好調に推移しており、その中でも求人サイトへの掲載件数は同月において78万１千件(前年比7.3%増)となっております(全国求人情報協会「求人広告掲載件数集計結果」)。

このような環境の下、当社は、成長が続くスマートフォン向け広告への対応に早期より重点的に取り組んでまいりました。加えて、「らくらく連絡網」を「らく(楽)」に連絡、情報提供、コミュニケーションを取ることができるツールとして、より多くの皆様にご利用頂けるサービスとするため、アプリケーションの機能向上、既存ユーザーの利便性の向上を図ってまいりました。さらに、組織変更等により生産効率を高める施策も実施してまいりました。

当事業年度においては、「らくらく連絡網」のアプリケーションの機能向上、既存ユーザーの利便性向上に注力した結果、アプリ会員数が100万人を超えるなど、堅調に拡大し、会員数は657万人、アプリ会員数は116万人、有効団体数は37万団体となりました。また、『pinpoint DMP』を活用したLINEでの広告配信開始により、「pinpoint」の売上高も堅調に推移しました。さらに、「ガクバアルバイト」の平成29年３月期における新規登録者数は10万人、「らくらくアルバイト」の平成29年３月末時点での会員数は104万人となり、求人応募の母集団は堅調に増加しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,157,990千円(前年同期比21.9%増)、営業利益は116,146千円(前年同期比509.8%増)、経常利益は112,456千円(前年同期比674.8%増)、当期純利益は127,577千円(前年同期は159,952千円の当期純損失)となりました。

なお、当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第17期第２四半期累計期間(自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日)

当第２四半期累計期間におけるわが国経済は、景気について、緩やかな回復基調が続いており、先行きにつきましても、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されております。一方、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるなど、不透明な状況が続いております。

当社が属するインターネット分野におきましては、スマートフォンの普及が進み、あわせてSNS利用率も上昇するなど、インターネット利用シーンの多様化並びに利用頻度の増加がみられております。これに伴い、当社が事業展開するインターネット広告市場も好調に推移しており、今後もインフィード広告や動画広告の堅調な拡大に加え、検索連動型広告やアドネットワーク、DSP、SSPの利用の拡大を背景に、市場規模が拡大することが予想されております。また、有効求人倍率も継続的に上昇しており、特に求人サイトへの掲載件数は増加を続けております。

このような事業環境の下、当社は、「らくらく連絡網」、「pinpoint」などの営業活動に注力し、当社独自サービスである「らくらく連絡網」が好調に推移するなど、業績を牽引いたしました。また、「らくらく連絡網」、「ガクバアルバイト」、「らくらくアルバイト」におきましては、機能の拡充とサービスの充実を通じて、会員の獲得に努め、「らくらく連絡網」の平成29年９月末時点の会員数は669万人、アプリ会員数は138万人、有効団体数は38万団体、「ガクバアルバイト」の当第２四半期累計期間における新規登録者数は６万人、「らくらくアルバイ

ト」の平成29年９月末時点の会員数は120万人となっております。

平成29年７月には、凸版印刷株式会社との間で資本提携を行い、凸版印刷株式会社の電子チラシサービス「Shufoo!」(注)と当社の「らくらく連絡網」のビッグデータを基盤としたインターネット広告サービスを共同で開発・販売することに基本合意しております。今後、両社の持つ資源、強みを活かした新しいサービスを検討・開発していく予定です。

以上の結果、当第２四半期累計期間の売上高は683,138千円、営業利益は79,340千円、経常利益は77,932千円、四半期純利益は64,258千円となりました。

なお、当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(注)「Shufoo!」とは、凸版印刷株式会社が平成13年８月より運営を開始し、20～40代の女性を中心に利用されている国内最大級の電子チラシサービスであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

第16期事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は116,187千円(前年同期比29.9%減)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は169,733千円(前年同期比126.6%増)となりました。これは主に売上債権の増加額34,634千円、前受金の減少額19,691千円があったものの、税引前当期純利益112,456千円、減価償却費64,714千円の計上、未払金の増加額15,525千円、未払消費税等の増加額11,306千円、仕入債務の増加額9,546千円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は132,026千円(前年同期比41.0%減)となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出130,069千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は87,347千円(前年同期は120,741千円の獲得)となりました。これは主に社債の償還による支出50,000千円、長期借入金の返済による支出27,012千円があったこと等によるものであります。

第17期第２四半期累計期間(自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日)

当第２四半期会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は前事業年度末に比べ18,074千円増加し、134,261千円となりました。

当第２四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期累計期間において営業活動により獲得した資金は108,382千円となりました。これは主に、未払金の減少額39,026千円があったものの、税引前四半期純利益77,788千円、減価償却費42,013千円の計上及び売上債権の減少額32,040千円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期累計期間において投資活動により使用した資金は466,450千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出405,000千円、無形固定資産の取得による支出58,467千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期累計期間において財務活動により獲得した資金は376,142千円となりました。これは主に、社債の償還による支出25,000千円、長期借入金の返済による支出12,117千円があったものの、新株予約権の行使による株式の発行による収入409,437千円があったこと等によるものであります。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注実績

受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしておりません。

(3) 販売実績

第16期事業年度及び第17期第２四半期累計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第16期事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）		第17期第２四半期累計期間 （自　平成29年４月１日 至　平成29年９月30日）
	販売高（千円）	前年同期比（%）	販売高（千円）
らくらく連絡網	225,162	74.8	127,510
pinpoint	344,712	162.0	188,655
ガクバアルバイト	193,197	91.5	99,522
らくらくアルバイト	108,033	162.8	73,592
その他	286,884	180.6	193,858
合計	1,157,990	121.9	683,138

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．第16期事業年度及び第17期第２四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、省略しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「新しいテクノロジーを駆使し、今までになかった新しい便利、新しいよろこびを創り出し、世の中を応援し、社会に貢献してゆく」を経営理念に掲げております。経営理念を実現するために、団体活動を支援することにより団体から最も支持されるサービスを提供し、これと新しいテクノロジーを融合させることで、データがメディアになる時代において、データベースを最も保有し、最も活かすことのできる企業を目指してまいります。

(2) 経営戦略等

当社は「らくらく連絡網」「pinpoint」「ガクバアルバイト」「らくらくアルバイト」等のサービスを運営しており、主に以下の戦略を通じて事業を展開しております。

① データベースマーケティング会社としての地位確立

当社が保有するビッグデータを活かし、「らくらく連絡網」の会員情報、及び、会員の団体活動における行動属性等に関するデータを適切に解析し、最適な方法で顧客のマーケティング活動を支援することで、データベースマーケティング会社としての地位を確立してまいります。

② 「らくらく連絡網」会員データベースを活かしたサービス事業の増強

当社では、「らくらく連絡網」で獲得しているおよそ670万人の会員データベースを活かすことで、新規サービスや新規事業を展開することが可能であります。これにより成長分野への進出や、優位性を持ったサービスの構築が可能であり、「らくらく連絡網」の会員データベースを活用し、新しいサービスを創出、成長させることにより、収益を拡大させてまいります。

③ 「らくらく連絡網」の維持・発展

上記を進めていくためにも、「らくらく連絡網」が永続的に使われるサービスとなること、会員数を更に増大させること、会員の活性化を図ることを目指し、ユーザビリティの向上、サービスの充実に努めてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長を達成するために、着実に利益を確保することを重視しており、「営業利益」を重要な指標として位置づけております。

(4) 経営環境等

当社は、インターネットメディア関連事業を事業領域としており、当社の主要なサービスは、インターネット広告市場やインターネット求人市場に属しております。

インターネットを取り巻く環境につきましては、平成27年12月時点でインターネット利用者数は１億46万人、普及率83.0％(総務省「平成28年版 情報通信白書」)に達しており、また、端末別のインターネット利用状況は、パソコンが56.8％(前年は58.4％)となる一方でスマートフォンが54.3％(前年は47.1％)となるなど(総務省「平成27年通信利用動向調査の結果」)、インターネット利用シーンは変化しながらも拡大を続けております。

インターネット広告市場につきましては、平成28年に、インターネット広告費で１兆3,100億円(前年比13.0％増)、インターネット広告媒体費のみで１兆円を初めて超えるなど、広告のインターネットメディアへのシフトが続いております(株式会社電通「2016年 日本の広告費」)。また、インターネット求人情報市場につきましては、平成28年度平均の有効求人倍率は1.39倍、平成29年３月の有効求人倍率(季節調整値)は1.45倍となるなど、企業の求人が増加傾向にあり(厚生労働省「一般職業紹介状況(平成29年３月分及び平成28年度分)について」)、平成29年３月の求人メディア全体の求人広告件数も129万４千件(前年比0.1％増)と好調に推移する中、同月の求人サイトの求人広告件数が78万１千件(前年比7.3％増)と求人メディア全体の求人広告件数の60.4％を占めるなど(全国求人情報協会「求人広告掲載件数集計結果」)、求人メディアにおけるインターネットの利用も堅調に推移しております。

(5) 対処すべき課題

① ユーザビリティの向上、新規機能の追加等によるユーザー基盤の拡大・強化

会員の増加及び活性化を図り事業規模を拡大していくには、会員満足度の向上と新しいユーザーエクスペリエンスの提供を図ることが必須の経営課題であると考えております。会員の皆様にこれからも「安心」「安全」でより「便利」なサービスを提供するために、ユーザビリティの向上、機能やサービスの追加、個人情報保護の安全性強化、広告量の最適化等、会員満足度の向上を全社的な課題とし、継続して取り組んでまいります。

② スマートフォン・多機能型タブレット端末向けサービスの拡充

近年、インターネットへの接続環境は多様化が進んでおり、特にスマートフォンや多機能型タブレット端末等のモバイルインターネットがインターネットの領域を拡大させております。

当社は、平成26年３月に「らくらく連絡網」のスマートフォン向けアプリをリリースし、平成28年２月にiOS版アプリ、３月にアンドロイド版アプリのリニューアルを行うなど、スマートフォン・多機能型タブレット端末向けサービスの拡充を図ってまいりましたが、今後ともこれらの端末に最適化されたサービスを拡充することが経営課題と捉えております。

③ 技術革新への対応

当社は、インターネットメディア市場において事業を展開しており、最先端のアドテクノロジーへの対応に注力しておりますが、当市場では技術革新が著しく、先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや新たなインターネット端末等の技術革新、検索エンジンアルゴリズムの変更等に対して適時に対応を進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しております。

当社は、これらの技術革新に積極的な対応を図るべく、エンジニアの採用・育成等に取り組んでまいります。

④ 新サービスの展開

当社は、およそ670万人の会員を擁する「らくらく連絡網」のデータベースを活用することにより、インターネットメディアに関連するサービスを提供しており、その中でも「pinpoint」、「ガクバアルバイト」、「らくらくアルバイト」などは重要な収益基盤となっております。

当社は、収益基盤のさらなる拡充のため、今後も既存サービスの充実に加えて、新規サービスや周辺事業への展開を図ることで、既存ユーザーへの付加価値の提供、新規ユーザーの獲得を図りつつ、データサプライヤーとのアライアンスやパートナーづくりを推進し、新しい収益基盤となるサービスを提供してまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社は、個人情報を扱う企業であり、個人情報の保護をはじめとした情報管理が常に経営上の大きな取り組み課題と考えております。

当社では、個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備、プライバシーマーク制度の認証取得等により、情報管理の徹底を図っておりますが、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

⑥ システムの安定性確保

当社は、「らくらく連絡網」など、ユーザーの社会活動に大きく関わるサービスをインターネット上にて提供しており、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。そのため、サーバー設備の強化や負荷分散システムの導入が必要不可欠であると認識しております。

今後につきましても、ユーザー数増加や新規事業の立ち上がり等に伴うアクセス数の増加を考慮し、継続的かつ適時適切な設備投資を行うことで、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

⑦　知名度・コーポレートブランド価値の向上

当社の提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、サービス自体が利用者の皆様に愛されるものであることに加え、各サービスの知名度や安心感を得るため、当社のコーポレートブランド価値の向上も不可欠であると考えております。事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、当社では、今後も、費用対効果を見極めながら広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

⑧　優秀な人材の確保

「らくらく連絡網」を中心とした事業におきましては、営業活動、各種サービスの企画開発及びシステム開発、運用を自社内で行っております。今後も他社との競争に負けない様々なサービスの提供を行い、新しい収益基盤の構築を通じた事業規模の拡大を目指すためには、専門性あるいはポテンシャルの高い優秀な人材の獲得が重要な課題であると認識しております。同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるようなマネジメント体制や教育体制の構築、運営を積極的に実施していくことが重要であると認識しております。

⑨　経営管理体制の構築

当社は、今後も事業の拡大を図るにあたり、継続的に社員が増加していく中、事業をより効率的かつ安定的に運営していくために、業務の標準化と効率化を進め、コーポレート・ガバナンス機能、コンプライアンス体制の更なる強化や、内部統制システムの整備・充実の継続的な推進等、リスク管理体制を更に強化し、経営管理体制を構築していくことが重要であると認識しております。

会社の規模や成長に合わせ、適宜、ビジネスプロセスや意思決定プロセスの改善、組織体制の最適化を積極的に実施してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下、当社の事業展開上、リスク要因になり得る主な事項を記載しております。また、当社は、当社でコントロールできない外部要因や事業上のリスクとして具現化する可能性が必ずしも高くないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示することとしております。当社はこれらのリスク発生の可能性を識別した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針でありますが、当社の経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① 市場動向について

a インターネット関連市場

当社は、インターネットメディア関連事業を事業領域としており、インターネット関連市場が拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えておりますが、ブロードバンド環境並びにスマートフォン、タブレット端末等のスマートデバイスの普及により、インターネット関連市場は今後も安定的な成長を続けるものと見込んでおります。

しかしながら、インターネットの環境整備やその利用に関する新たな法的規制の導入、技術革新等の要因により、今後のインターネット関連市場の発展や、サイト運営の遂行が阻害される場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

b インターネット広告市場

平成28年のインターネット広告市場は、インターネット広告費で１兆3,100億円(前年比13.0%増)となり、インターネット広告媒体費のみで１兆円を初めて超えるなど、インターネットメディアへのシフトが続いております(株式会社電通「2016年 日本の広告費」)。

しかしながら、今後急激な景気変化等により広告需要が変化し、クライアント企業における広告予算の縮小、媒体別の予算配分方針に変化が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

c インターネット求人情報市場

「ガクバアルバイト」や「らくらくアルバイト」が属するインターネット求人情報市場につきましては、企業の求人が増加傾向にあり、平成29年３月の求人メディア全体の求人広告件数も129万４千件(前年比0.1%増)と好調に推移する中、同月の求人サイトの求人広告件数が78万１千件(前年比7.3%増)と求人メディア全体の求人広告件数の60.4%を占めるなど(全国求人情報協会「求人広告掲載件数集計結果」)、求人メディアにおけるインターネットの利用も堅調に推移しております。

しかしながら、求人市場は景気動向や雇用情勢、求人市場等の経済環境の影響を受けやすく、これらの経済環境が著しく変動した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 技術革新について

当社が事業展開しているインターネット関連市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のサイクルが極めて早いことが特徴であり、また、新たなスマートデバイス等のインターネット端末の技術革新も絶えず進展しております。さらに、アドテクノロジー分野において、広告配信システムの開発、改善、機能強化等や、アドテクノロジー広告の新たな技法の開発、配信アルゴリズムの変化等が進む可能性があります。当社は、急速に変化する環境に柔軟に対応すべく、業界の動向を注視し、先端的なテクノロジーの知見やノウハウの研究と蓄積、高度な技能を習得した優秀な技術者の採用と育成を積極的に推進してまいります。

しかしながら、何らかの要因により技術革新への対応に問題が生じた場合、当社の技術的優位性やサービス競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③　検索エンジンへの対応について

当社サイトを利用するユーザーの集客は、口コミや「らくらく連絡網」からの誘導を主としておりますが、「Google」等の検索エンジンによる集客にも注力しており、今後も検索エンジンからの集客をより強化すべくSEO(検索エンジン最適化)を実施してまいります。

しかしながら、検索エンジンが検索結果を表示するロジックについて変更する等の何らかの要因により、これまでのSEOが有効に機能しなかった場合、当社サイトへの集客に影響が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④　競合について

当社が事業展開しているインターネット広告市場やインターネット求人情報市場においては、現時点で競合他社が国内外に複数存在しており、今後も競合他社による新規参入等により競争が激化する可能性があります。当社は、「らくらく連絡網」においては連絡網に特化することによるSNSサービスとしての独自性の確立、「pinpoint」においては「らくらく連絡網」の登録情報を基にした精度の高いデータとの連携と自社プロダクトであるプライベートDMP『pinpoint DMP』の開発を通じた高付加価値の実現、「ガクバアルバイト」・「らくらくアルバイト」においては「らくらく連絡網」会員の誘導や他社媒体との提携などによる保持するデータベース量やクライアント企業の案件への応募数の拡大など、優位性の構築を推進してまいりました。今後も技術開発・ユーザー視点でのサービス充実等を図り、当社の優位性の確保に努めてまいります。

しかしながら、企画力・開発力・資金等を潤沢に持つ企業の新規参入や台頭により当社の優位性を保てなくなった場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社サービスに関するリスクについて

①　新規事業について

当社は、およそ670万人の会員を擁する「らくらく連絡網」のデータベースを活用し、また、会員を誘導することにより、「pinpoint」、「ガクバアルバイト」、「らくらくアルバイト」に代表される各種サービスを提供しております。今後も、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、市場・業界動向、法的規制等に留意しつつ、積極的に新サービスないしは新規事業に取り組んでまいります。

しかしながら、新規事業を推進する中で、当初の見通しとは異なる状況が発生する等により、新サービスや新規事業の展開が当初の計画通りに進まない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②　サイト機能等の充実について

当社は、ユーザーのニーズに対応し、会員の増加及び活性化を図るため、サイト機能やサービスの充実、ユーザビリティの向上に努め、また、直接的には収益につながらないコンテンツの拡充等を、当社サービスのコアコンピタンス、ユーザーが当社サービスに求めていることを慎重に考慮しつつ、サービスごとに市場の環境変化を見据えながら行っております。

しかしながら、今後、コンテンツの導入やユーザーのニーズの的確な把握が困難となり、十分な機能拡充に支障が生じた場合、当社の業界における競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システムに関するリスクについて

①　システム障害について

当社の事業は、コンピューターシステムや通信ネットワークに依存しております。そのため、ネットワーク機器の故障やアクセス過多によるサーバーの停止、事故、火災、自然災害、電力供給の停止、コンピューターウィルスやハッカーの侵入等によるシステムトラブル、従業員の誤操作によるネットワーク障害等について、その発生を防止するべく、稼働状況の常時監視、定期的なバックアップの実施、サーバーの負荷分散、セキュリティ対策による外部からの不正アクセスの回避、内部統制の構築等に取り組んでおります。

しかしながら、予測不可能な要因によって、コンテンツを管理しているサーバーやシステム、通信ネットワーク、データセンターに何らかのトラブルが発生した場合、円滑に事業を運営できなくなる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 事業拡大に伴う設備投資について

当社は、サービスの安定稼働やユーザー満足度の向上を図るためには、サービスの成長に即してシステムやインフラに対する先行投資を行っていくことが必要であると認識しております。今後予測されるユーザー数及びトラフィックの拡大、並びに新サービスの導入及びセキュリティの向上に備えて継続的な設備投資を計画しております。

しかしながら、実際のユーザー数及びトラフィックが当初の予測から大幅に乖離する場合は、設備投資の時期、内容、規模について変更せざるを得なくなる可能性があります。このような事態が生じた場合、設備投資、減価償却費負担の増加が想定され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

① 法的規制等について

当社の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす法的規制等はありませんが、「電気通信事業法」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」、「職業安定法」、「労働基準法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等の各種法的規制等を受けております。

当社では社内教育を実施するなど、これらの法令遵守体制の構築に努めておりますが、新たな法的規制の制定や既存法令等の改正又は解釈変更等がなされた場合には、当社の事業が制約を受ける可能性や新たな法的規制を遵守するための費用増加につながる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の保護について

当社は、登録ユーザーを広く募っており、ユーザー登録に伴って各種の個人情報を取得していることから、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。

当社は、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、個人情報の外部漏洩、不適切な利用、改ざん等の防止を徹底すべく、個人情報保護管理規程を制定し、また、社内教育を通じて関連ルールの周知と意識の向上を図っております。なお、当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの認定・付与を受けております。

しかしながら、個人情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合には、当社は損害賠償を含む法的責任を課される可能性があります。また、広告主及びユーザーの信頼を失い、さらにはブランドイメージの悪化等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

当社は、運営する事業に関する知的財産権の獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権侵害の可能性については可能な範囲で対応を行っております。

しかしながら、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性、又は新たに当社の事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。この場合、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償請求や差止請求、又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業運営体制に関するリスクについて

① 人材の獲得・育成について

当社は、未だ成長過程にあることから、今後の事業拡大・成長に伴い、継続して優秀な人材の確保・育成を行っていく方針であります。

しかしながら、人材の確保・育成が計画通りに進まない場合や、既存人材の社外流出等が生じた場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制について

当社は、企業価値の持続的な増大を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。当社では、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、更には健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底等、内部管理体制の充実、継続的なコンプライアンス体制の強化に努めており、今後についても、規模に応じた業務執行体制の整備や内部管理体制の更なる強化を図っていく方針であります。

しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況や法令等に抵触する事態が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 経営陣への依存について

当社は、小規模組織であることから、インターネット関連事業及びWebマーケティング等に関する豊富な経験と知識、技術に関する知識等、事業遂行において重要なノウハウを経営陣が保有しております。当社では取締役会等において、役員及び幹部社員の情報共有や組織強化を図るとともに、権限委譲を適時に行うことで、経営陣に過度に依存しない体制整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由により経営陣が当社業務を行うことが困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

① 紛争・係争について

当社は、事業展開にあたり、内部統制体制の強化と法令及び社会的道徳の遵守を含めたコンプライアンスの強化及び各種リスクの低減に努め、必要に応じて弁護士等の専門家の助言等を受けております。

しかしながら、事業活動にあたっては、法令等の違反の有無に関わらず訴訟を提起される可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 資金使途について

今回、当社が計画している公募増資による調達資金は、事業拡大のための人材採用費や広告宣伝費、システム開発・運用のための投資資金等に充てる予定であります。

しかしながら、急速に変化する業界環境により柔軟に対応するため、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があり、その場合には速やかに資金使途の変更について開示を行う予定です。また、当初の計画に基づいて資金を投下しても、想定通りの投資効果を上げられない可能性があり、その場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ ストックオプション行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的としたストックオプション制度を採用しております。

今後につきましてもストックオプション制度を活用していくことを検討しており、付与している新株予約権の行使が行われた場合は、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、提出日現在における新株予約権による潜在株式は286,600株であり、発行済株式総数2,130,900株(平成29年11月10日現在)の13.4%に相当します。

④ 配当政策について

当社は設立以来、業績向上のための人的投資や財務基盤を強固にすることが重要であると考え、配当を実施しておりません。また、現在の当社は、配当原資である利益剰余金が累積損失によりマイナスとなっており、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。

株主への利益還元については、重要な経営課題の一つであると認識しており、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を検討する所存でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績の状況の分析は以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項　重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第16期事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

(資産)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べて79,489千円(12.7%)増加し、706,400千円となりました。これは主として、現金及び預金が49,640千円減少したものの、売掛金が32,992千円、繰延税金資産が9,652千円、ソフトウエアが63,548千円、開発途中のソフトウエアが14,500千円増加したことによります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べて48,087千円(11.0%)減少し、387,471千円となりました。これは主として、未払法人税等が21,331千円増加しているものの、社債が50,000千円、長期借入金（１年内返済予定分を含む）が27,012千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて127,577千円(66.7%)増加し、318,928千円となりました。これは当期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が127,577千円増加したことによるものであります。

第17期第２四半期累計期間(自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日)

(資産)

当第２四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて402,814千円(57.0%)増加し、1,109,215千円となりました。これは主として、売掛金が33,314千円減少したものの、新株予約権の行使による払込みなどにより現金及び預金が423,074千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第２四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて70,880千円(18.3%)減少し、316,591千円となりました。これは主として、短期借入金が10,000千円増加したものの、未払金が47,070千円、社債が25,000千円、長期借入金（１年内返済予定分を含む）が12,117千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第２四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて473,695千円(148.5%)増加し、792,624千円となりました。これは、新株予約権の行使による払込みに伴い、資本金が217,282千円、資本剰余金が204,718千円増加し、新株予約権が12,564千円減少したこと、また、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が64,258千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第16期事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

(売上高)

売上高は、前事業年度より207,712千円(21.9%)増加し、1,157,990千円となりました。これは、主に、「pinpoint」の販売が堅調に推移したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、売上高の増加に伴い、前事業年度より75,907千円(16.3%)増加し541,144千円となり、売上原価率は2.2ポイント減少して46.7%となりました。これは主に、「pinpoint」の販売が堅調に推移したことによるものであります。

以上の結果、売上総利益は、前事業年度より131,805千円(27.2%)増加し、616,845千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ34,707千円(7.5%)増加し、500,698千円となりましたが、売上に対する販売費及び一般管理費の比率は、5.8ポイント減少して、43.2%となりました。これは主に、外注費が12,318千円、広告宣伝費が11,719千円、租税公課が5,192千円、地代家賃が4,488千円増加したことによります。

以上の結果、営業利益は、前事業年度より97,098千円(509.8%)増加し、116,146千円となりました。

(営業外損益)

営業外損益は、前事業年度の4,534千円の費用(純額)から3,690千円の費用(純額)となりました。これは主として、借入金の返済及び社債の償還に伴い、支払利息及び社債利息が減少したことによるものであります。

以上の結果、経常利益は、前事業年度より97,941千円(674.8%)増加し、112,456千円となりました。

(特別損益)

特別利益は、前事業年度及び当事業年度ともに計上がありませんでした。特別損失は、当事業年度においては計上がありませんでしたが、前事業年度においては固定資産除却損207,982千円が計上されております。

以上の結果、当期純利益は、前事業年度より287,530千円(前事業年度は159,952千円の当期純損失)増加し、127,577千円となりました。

第17期第２四半期累計期間(自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日)

(売上高)

売上高は、683,138千円となりました。これは、主に、「らくらく連絡網」及び「pinpoint」の販売が堅調に推移したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、310,642千円となりました。これは主に、「pinpoint」等の販売に係る媒体仕入、人件費、外注費等によるものであります。

以上の結果、売上総利益は、372,496千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、293,156千円となりました。これは主に、人件費及び広告宣伝費によるものであります。

以上の結果、営業利益は、79,340千円となりました。

(営業外損益)

営業外損益は、1,407千円の費用(純額)となりました。これは主に、支払利息及び社債利息、社債発行費償却によるものであります。

以上の結果、経常利益は、77,932千円となりました。

（特別損益）

特別利益は計上がありませんでしたが、特別損失は144千円となりました。これは、固定資産除却損及びリース解約損によるものであります。

以上の結果、四半期純利益は、64,258千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

「第２　事業の状況　１　業績等の概要　(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、「新しいテクノロジーを駆使し、今までになかった新しい便利、新しいよろこびを創り出し、世の中を応援し、社会に貢献してゆく」という経営理念のもと、「らくらく連絡網」を基幹事業としております。

「らくらく連絡網」で培ってきたノウハウやおよそ670万人の会員情報等を活かし、「pinpoint」「ガクバアルバイト」「らくらくアルバイト」などの各サービスの更なる事業拡大を目指してまいります。

また、新たなサービスの開発に関しても積極的に取り組んでまいります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第２　事業の状況　４　事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、事業体制等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社は常に市場動向及び業界動向を注視しつつ、優秀な人材の確保及び適切な教育を実施するとともに、事業体制、内部管理体制を強化し、社会のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に適切な対応を行ってまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、今後のさらなる成長のために、スピーディーな事業展開による収益基盤の強化と多角化、システムセキュリティの維持と情報管理体制の強化、及びこれらを担う優秀な人材確保が大きな課題であると考え、これらの達成を中期な目標としております。詳細につきましては「第２　事業の状況　３　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

第16期事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

当事業年度において、実施した設備投資の総額は118,223千円であり、その主なものは「らくらく連絡網」のアプリ追加機能や『pinpoint DMP』の開発等に係るソフトウエア116,351千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

また、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第17期第２四半期累計期間(自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日)

当第２四半期累計期間において、実施した設備投資の総額は44,708千円であり、その主なものは「らくらく連絡網」や「らくらくアルバイト」のシステム更改及び追加機能開発、販売管理システムに係るソフトウエア35,714千円であります。

なお、当第２四半期累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

また、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２ 【主要な設備の状況】

平成29年３月31日現在

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数(名)
			建物	工具、器具及び備品	ソフトウエア	その他	合計	
本社(東京都港区)	―	本社事務所	148	2,618	258,612	15,325	276,705	66

(注) １．当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
２．現在休止中の主要な設備はありません。
３．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
４．帳簿価額のうち「ソフトウエア」にはソフトウエア仮勘定を含んでおります。
５．帳簿価額のうち「その他」はリース資産であります。
６．上記の他、他の者から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積(㎡)	年間賃借料(千円)
本社(東京都港区)	―	本社事務所	577.12	26,746

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成29年９月30日現在)

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	ソフトウエア (「らくらく連絡網」会話機能/「pinpoint」ユーザーデータベース連携先拡大/「らくらくアルバイト」高速化・検索機能高度化)	302,650	35,714	増資資金及び自己資金	平成29年 ４月	平成32年 ３月	(注)３

(注)１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

３．完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

（注） 平成29年８月３日開催の取締役会決議に基づき、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は9,900,000株増加し、10,000,000株となっております。また、平成29年８月30日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は4,000,000株減少し、6,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,130,900	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,130,900	―	―

（注） １．平成29年８月３日開催の取締役会決議に基づき、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより、株式数は1,504,602株増加し、発行済株式総数は1,519,800株となっております。また、平成29年８月30日の新株予約権の行使により、株式数は611,100株増加し、発行済株式総数は2,130,900株となっております。

２．平成29年８月30日開催の臨時株主総会決議により、平成29年８月30日付で１単元100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法に基づき発行した新株予約権の状況は、次のとおりであります。

a 第２回新株予約権(平成18年３月30日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	7,751(注)１	1,640(注)１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,751(注)１	164,000(注)１、４
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,000(注)２	670(注)２、４
新株予約権の行使期間	平成18年５月21日～ 平成38年３月31日	平成18年５月21日～ 平成38年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　67,000 資本組入額　33,500	発行価格　670 資本組入額　335 (注)４
新株予約権の行使の条件	(注)３	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は１株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

３．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 当該新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員、従業員、当社の企業公開業務支援者又は事業協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

(2) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

４．平成29年８月３日開催の取締役会決議により、平成29年８月29日付で１株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 会社法に基づき発行した新株予約権の状況は、次のとおりであります。

a 第５回新株予約権（平成23年６月９日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	200（注）１	200（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200（注）１	20,000（注）１、５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	67,000（注）２	670（注）２、５
新株予約権の行使期間	平成25年６月10日～ 平成32年６月29日	平成25年６月10日～ 平成32年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　67,000 資本組入額　33,500	発行価格　670 資本組入額　335 （注）５
新株予約権の行使の条件	（注）３	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は１株、提出日の前月末現在は100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

３．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 当該新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

(2) 当該新株予約権の所有者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて６ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
(3) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
(4) 租税特別措置法第29条ノ２に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとする。
① 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと
② 権利行使により取得した株式が第５回新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

４．組織再編行為時の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

５．平成29年８月３日開催の取締役会決議により、平成29年８月29日付で１株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b　第６回新株予約権(平成23年６月９日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	137(注)１	137(注)１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	137(注)１	13,700(注)１、５
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,000(注)２	670(注)２、５
新株予約権の行使期間	平成25年６月10日～ 平成32年６月29日	平成25年６月10日～ 平成32年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　67,000 資本組入額　33,500	発行価格　670 資本組入額　335 (注)５
新株予約権の行使の条件	(注)３	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)４	(注)４

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は１株、提出日の前月末現在は100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

３．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 当該新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

(2) 当該新株予約権の所有者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて６ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

(3) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

(4) 租税特別措置法第29条ノ２に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとする。

① 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと

② 権利行使により取得した株式が第６回新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

４．組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

５．平成29年８月３日開催の取締役会決議により、平成29年８月29日付で１株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c　第７回新株予約権(平成25年６月13日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	159(注) 1	154(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	159(注) 1	15,400(注) 1 、 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,000(注) 2	670(注) 2 、 5
新株予約権の行使期間	平成27年６月14日～ 平成34年６月27日	平成27年６月14日～ 平成34年６月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　67,000 資本組入額　33,500	発行価格　670 資本組入額　335 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は１株、提出日の前月末現在は100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲で株式の数の調整を行う。

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、本項に定める払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、並びに、本項に定める払込金額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

(2) 権利者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて６ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

(3) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「企業再編」という)を行うときに、当該企業再編にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という)の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(4) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数の整数倍)でなければならず、１株(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数)未満の部分については、株式は割当てられないものとする。かかる端数等の切捨てについて金銭による調整は行わない。

(6) 租税特別措置法第29条ノ２に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとする。

① 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと

② 権利行使により取得した株式が第７回新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

４．組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

５．平成29年８月３日開催の取締役会決議により、平成29年８月29日付で１株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d　第８回新株予約権(平成26年６月13日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	36(注)１	―
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	―
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36(注)１	―
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,000(注)２	―
新株予約権の行使期間	平成27年７月１日～ 平成35年６月26日	―
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　67,000 資本組入額　33,500	―
新株予約権の行使の条件	(注)３	―
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	―
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)４	―

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、本項に定める払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、並びに、本項に定める払込金額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

(2) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「企業再編」という)を行うときに、当該企業再編にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という)の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(4) 権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数の整数倍)でなければならず、１株(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数)未満の部分については、株式は割当てられないものとする。かかる端数等の切捨てについて金銭による調整は行わない。

4．組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

e　第９回新株予約権（平成29年３月16日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成29年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	748（注）１	735（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	748（注）１	73,500（注）１、５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	120,000（注）２	1,200（注）２、５
新株予約権の行使期間	平成31年３月16日～ 平成39年３月15日	平成31年３月16日～ 平成39年３月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　120,000 資本組入額　60,000	発行価格　1,200 資本組入額　600 （注）５
新株予約権の行使の条件	（注）３	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は１株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、本項に定める払込金額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、並びに、本項に定める払込金額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

また、当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

３．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

(2) 権利者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて６ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

(3) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「企業再編」という)を行うときに、当該企業再編にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という)の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(4) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数の整数倍)でなければならず、１株(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数)未満の部分については、株式は割当てられないものとします。かかる端数等の切捨てについて金銭による調整は行わない。

(6) 租税特別措置法第29条ノ２に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとする。

① 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと

② 権利行使により取得した株式が第９回新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

４．組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

５．平成29年８月３日開催の取締役会決議により、平成29年８月29日付で１株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年11月９日(注)１	800	14,498	28,444	357,812	26,800	315,395
平成27年11月10日(注)１	200	14,698	7,111	364,923	6,700	322,095
平成27年12月８日(注)１	500	15,198	17,778	382,701	16,750	338,845
平成29年８月29日(注)２	1,504,602	1,519,800	―	382,701	―	338,845
平成29年８月30日(注)１	611,100	2,130,900	217,282	599,984	204,718	543,564

(注) １．新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

２．平成29年８月３日開催の取締役会決議に基づき、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより、株式数は1,504,602株増加し、発行済株式総数は1,519,800株となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成29年９月30日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数　100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	―	―	21	1	2	135	159	―
所有株式数(単元)	―	―	―	7,411	20	20	13,858	21,309	―
所有株式数の割合(%)	―	―	―	34.8	0.1	0.1	65.0	100.0	―

(注) １．平成29年８月３日開催の取締役会決議に基づき、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより、株式数は1,504,602株増加し、発行済株式総数は1,519,800株となっております。また、平成29年８月30日の新株予約権の行使により、株式数は611,100株増加し、発行済株式総数は2,130,900株となっております。

２．平成29年８月30日開催の臨時株主総会決議により、平成29年８月30日付で１単元100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,130,900	21,309	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 (注１、２)
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	2,130,900	―	(注１)
総株主の議決権	―	21,309	―

(注) １．平成29年８月３日開催の取締役会決議に基づき、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより、株式数は1,504,602株増加し、発行済株式総数は1,519,800株となっております。また、平成29年８月30日の新株予約権の行使により、株式数は611,100株増加し、発行済株式総数は2,130,900株となっております。

２．平成29年８月30日開催の臨時株主総会決議により、平成29年８月30日付で１単元100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

① 当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであり、当該制度の内容は次のとおりであります。

第２回新株予約権（平成18年３月30日株主総会決議）

決議年月日	平成18年３月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役３名、子会社取締役１名、外部協力者１名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

② 当社は会社法に基づくストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第５回新株予約権（平成23年６月９日取締役会決議）

決議年月日	平成23年６月９日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役２名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の区分及び人数については、役員の退任による権利の喪失により、提出日現在において、取締役１名となっております。

第６回新株予約権（平成23年６月９日取締役会決議）

決議年月日	平成23年６月９日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員25名、子会社取締役２名、子会社従業員１名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の区分及び人数については、従業員の退職等による権利の喪失により、提出日現在において、従業員12名となっております。

第７回新株予約権（平成25年６月13日取締役会決議）

決議年月日	平成25年６月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員38名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の区分及び人数については、従業員の退職による権利の喪失により、提出日現在において、従業員23名となっております。

第９回新株予約権（平成29年３月16日取締役会決議）

決議年月日	平成29年３月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員63名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の区分及び人数については、従業員の退職による権利の喪失により、提出日現在において、従業員61名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は設立以来、業績向上のための人的投資や財務基盤を強固にすることが重要であると考え、配当を実施しておりません。また、現在の当社は、配当原資である利益剰余金が累積損失によりマイナスとなっており、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。今後は将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を検討する所存でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等は未定であります。

内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応えるサービス開発、営業体制を強化するために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、取締役会決議により、毎年９月30日、３月31日又は取締役会が定める日を基準日として、会社法第459条第１項の規定による配当を行うことができる旨を定款で定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性６名　女性１名　(役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	―	吉田　直人	昭和38年９月６日	昭和62年４月 平成元年６月 平成３年１月 平成３年９月 平成10年７月 平成12年３月 平成13年４月 平成26年３月	㈱ハーベストン入社 ㈱ホワイトT&R　代表取締役 ㈱シオンコーポレーション　代表取締役 ㈱グローバルデータ通信(平成５年11月にグラムス㈱へ商号変更)設立　代表取締役 アクア㈱設立　代表取締役 サイバービズ㈱設立(現㈱ザッパラス)代表取締役社長 当社設立　代表取締役社長就任(現任) ㈱五六　代表取締役(現任)	(注)２	914,200 (注)４
専務取締役	事業統括部管掌 兼メディア営業部管掌	小川　誠	昭和50年５月30日	平成10年５月 平成17年９月 平成22年１月 平成22年３月 平成22年６月 平成28年６月	㈲エーブランチ(㈱アルファー・ブランチ)設立　代表取締役 ㈱ラフデッサン設立　代表取締役 当社顧問 当社らくらく連絡網事業部営業部長 当社取締役就任 当社専務取締役 事業統括部管掌兼メディア営業部管掌就任(現任)	(注)２	63,300
取締役	第１技術開発部管掌 兼第２技術開発部管掌	一條　武久	昭和41年６月20日	平成３年４月 平成13年１月 平成17年１月 平成18年10月 平成25年３月 平成25年７月 平成28年６月	日本電信電話㈱入社 ㈱ケイ・ラボラトリー入社 ㈱SWING入社 ㈱IMJモバイル入社 当社入社 当社執行役員技術開発部長 当社取締役 第１技術開発部管掌兼第２技術開発部管掌就任(現任)	(注)２	28,400
取締役	経営管理部管掌	中井　陽子	昭和43年７月20日	平成３年４月 平成８年７月 平成12年８月 平成18年12月 平成19年12月 平成20年６月 平成20年７月 平成20年10月 平成28年９月 平成29年２月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 経済協力開発機構　コンサルタント ㈱イーピクチャーズ設立　代表取締役 ㈱IMJモバイル　取締役 ㈱イグジスト・インタラクティブ取締役 ㈱サイバード・インベストメント・パートナーズ　取締役 ㈱サイバードホールディングス(現㈱サイバード)　執行役員 ㈱サイバード　取締役 ㈱JIMOS　取締役 ㈱サイバードホールディングス取締役 ㈱リフト設立　代表取締役(現任) 当社取締役 経営管理部管掌就任(現任)	(注)２	61,500
監査役 (常勤)	―	秋本　実	昭和26年３月８日	昭和49年４月 平成16年９月 平成18年10月 平成20年７月 平成24年４月 平成26年６月 平成29年２月	㈱三菱銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行)入社 アラ商事㈱　執行役員 プリヴェ企業投資ホールディングス㈱(現プリヴェ企業再生グループ㈱)　常務執行役員 イビデン㈱入社 イビデンフィリピン㈱　取締役 イビデン産業㈱、イビケン㈱、イビデン建装㈱、イビデングラファイト㈱　各社監査役 当社監査役就任(現任)	(注)３	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役(非常勤)	―	大山　亨	昭和42年８月24日	平成３年４月 平成９年10月 平成10年４月 平成13年３月 平成14年２月 平成15年７月 平成15年10月 平成16年６月 平成17年４月 平成20年１月 平成25年４月 平成26年６月 平成27年10月	山一証券㈱入社 ㈱関配入社 富士証券㈱(現みずほ証券㈱)入社 HSBC証券会社　東京支店　入社 株式上場コンサルタントとして独立 ㈲トラスティ・コンサルティング(現㈲セイレーン)設立　代表取締役(現任) ウインテスト㈱　監査役 フィンテックグローバル㈱　監査役 ㈱トラスティ・コンサルティング代表取締役(現任) アールエイジ㈱　監査役(現任) フィンテックグローバル㈱　監査役(現任) 当社監査役就任(現任) ウインテスト㈱　取締役(監査等委員)(現任)	(注)３	11,000
監査役(非常勤)	―	田島　正広	昭和40年５月25日	平成６年４月 平成８年４月 平成11年４月 平成15年12月 平成18年６月 平成27年６月	第48期司法修習生 弁護士登録、中田・松村法律事務所入所 中田・松村・田島法律事務所設立 田島正広法律事務所(現田島・寺西法律事務所)設立　代表(現任) フェアリンクスコンサルティング㈱設立　代表取締役(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)３	3,000
計							1,081,400

(注) １．監査役秋本実、大山亨及び田島正広は、社外監査役であります。
２．取締役の任期は、平成29年８月30日開催の臨時株主総会終結の時から平成30年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３．監査役の任期は、平成29年８月30日開催の臨時株主総会終結の時から平成33年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．代表取締役社長吉田直人の所有株式数は、同氏の資産管理会社である㈱五六が保有する株式数も含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、経営の透明性とコンプライアンスを徹底するため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と位置付け、その充実に取り組んでおります。

そのため、監査役３名を全員社外監査役とし、社外からの客観的な視点、意見を積極的に受け入れ経営に対するチェック機能を高め、コーポレート・ガバナンス機能を担保しております。さらに、必要に応じ顧問弁護士に対して意見を求められる体制も敷いております。

今後については、ディスクロージャーの透明性を高めるため一層の説明責任を果たしていくとともに、更なる経営チェック機能の強化を図ってまいります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

a 会社の機関の説明

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりであります。

(a) 取締役会・役員体制

当社では、経営の意思決定及び取締役の職務執行状況の監督・管理を行う機関である取締役会を原則として月１回開催しております。また、別途必要に応じて随時機動的に臨時取締役会を開催しております。当社の取締役会は、取締役４名で構成されており、また、監査役３名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。

(b) 監査役会・監査役

当社では、監査役を３名体制(うち１名が常勤監査役、２名が非常勤監査役であり、３名全員が社外監査役であります)とし、監査役会制度を採用しております。監査役３名全員で構成される監査役会は原則として月１回開催しており、各々監査役の監査内容について報告する等、監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。

監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産等の調査を行い、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を監督しております。

なお、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(c) 内部監査担当

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受け、経営管理部が各組織の監査を実施しております。ただし、経営管理部の監査は事業統括部が実施しております。

内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告を踏まえ、代表取締役社長と内部監査担当者が協議し、改善等の指示が必要と判断された場合には、内部監査担当者は速やかに被監査部門組織の責任者に対してその旨を通知いたします。その後の改善状況については、被監査部門である各組織の責任者が内部監査担当者を経由して代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出し、内部監査担当者が改善処置実施状況を確認します。

b 内部統制システムの整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、取締役及び使用人がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、「コンプライアンス規程」を定め、経営理念をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とすることとする。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保する。

・当社は目的達成のためコンプライアンス委員会を設け、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び使用人の教育を行っていくものとする。

・当社は、コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、社内及び社外からの当社全体のホットラインとして、経営管理部に内部通報窓口を設け、運営・対応するものとするとともに、社外にも内部通報窓口を設け、問題行為についての情報を迅速に把握し、その対処に努めることとする。

・内部監査担当はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、代表取締役に報告することとする。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、「文書管理規程」を定め、情報の保全及び管理策を継続することにより、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行うものとする。また原則として取締役の職務の執行に係る情報は経営管理部において管理するものとする。なお、保存期間は、文書の種類、重要性に応じて、「文書管理規程」等の社内規程に規定された期間とする。

・取締役及び監査役は、上記の文書等を何時でも閲覧できるものとする。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、事業上の様々なリスクを全社及び業務単位で検討し、リスクマネジメントの推進、課題や対策を協議して、的確に管理するものとする。また、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

・当社は「個人情報保護管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「インサイダー取引等防止に関する規程」等の情報セキュリティポリシーについて適時見直しを行い、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努めるものとする。
・緊急時における危機管理体制として、代表取締役社長を最高責任者として、危機管理体制、緊急時対応等の全ての危機管理に係る事前準備を行っていくこととする。
・突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする緊急時対策本部を設置し、状況を可能な限り迅速かつ詳細に把握した上で緊急時対応方針を決定し、損害の拡大の防止、危機の収束に向けて社内外より必要なノウハウや協力を得て、継続的かつ適切、迅速な措置を実施するものとする。
・コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスク、及び新たに生じたリスクに対処するため、規程・ガイドラインの制定と適時な見直しに努めるものとする。また、研修の実施、マニュアルの作成・配布等により、取締役、使用人の啓蒙に努めるものとする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督するものとする。取締役会は、原則として月１回の定期で開催し、緊急議案発生の場合には速やかに臨時に開催し、迅速かつ機動的な経営判断ができる体制を構築するものとする。
・職務執行に関する権限及び責任については「職務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において明文化するものとし、各部門長がその分掌業務の執行にあたりそれら社内規程に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得することにより効率的な業務執行を行うこととする。また必要に応じ「組織規程」に基づき経過報告を行い、完了後は完了報告を行うものとする。
・当社は、上記の業務執行状況について、内部監査担当による監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとする。

(e) 業務の適正を確保するための体制
・当社は、事業や機能ごとに責任を負う取締役又は執行役員を任命することで、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス委員会並びにリスクマネジメント委員会はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。
・内部監査担当による業務監査により、当社の業務全般にわたって、業務の適正を確保するための体制が十分かつ適切に整備、運用されているかを監査し、その適正性を確保するものとする。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役が監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に執行するための体制の確保のために、その職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる使用人を当該使用人として選出し対応するものとし、監査役は必要な事項を直接命令することができるものとする。
・上記の使用人の独立性を確保するために、その命令に対して取締役からの指揮命令を受けないこととし、人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意が必要とする。
・上記の使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。また、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、取締役及びその他の使用人は、監査環境の整備に協力する。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・取締役及び使用人は、監査役に対して、法令及び定款違反事項、業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会の取り組み状況、並びにリスクマネジメント委員会事務局及び内部通報窓口に対しての通報の状況を適時に報告するものとする。また、監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。

・監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱いは、内部通報規程に準じ、これを禁止する。また、コンプライアンス委員会は、役員及び使用人に対する教育、研修等の機会を通じて、使用人が、人事上の不利益な取扱いを懸念して通報や報告等を思いとどまることがないよう、啓蒙に努める。
・監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席し、必要に応じて重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に報告及び説明を求めることができるものとする。
・監査役は専門的な判断を必要とする場合には、弁護士等の外部アドバイザーを任用し、専門的な立場から助言を受けることができるものとする。また、内部監査担当と連携及び会計監査人から監査計画を事前に受領し、監査重点項目等について説明を受け、定期的に意見交換を行うことができるものとする。

(h) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、代表取締役及び内部監査担当等と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高める。
・監査役は専門的な判断を必要とする場合には、外部専門家の助言を受けることができるものとする。

(j) 財務報告の信頼性を確保するための体制
・当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
・当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
・当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

(k) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
・反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消するものとする。
・当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策に関する規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始するものとする。
・経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行うものとする。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っていくものとする。
・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、所轄警察署、顧問法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築するものとする。

③ 内部監査及び監査役監査

a 内部監査

当社の内部監査は代表取締役社長から任命された内部監査担当者により行っております。内部監査は内部監査規程、及び代表取締役社長から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規程やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日、改善状況の確認が行われております。

b　監査役監査

監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会における意思決定の過程を監査する他、重要書類の閲覧、内部監査担当者や従業員に対するヒアリング等を通じ、業務監査及び会計監査を行っております。監査役は監査役会で情報を共有し、また、内部監査担当者や監査法人と随時意見交換や情報共有を行う他、三者間ミーティングを行う等連携を図り、監査機能の向上を図っております。

c　内部監査担当者、監査役会及び監査法人の連携

内部監査担当者と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査担当者、監査役会及び監査法人は、監査法人が開催する監査講評会に内部監査担当者及び監査役が同席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。

④　会計監査

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりであります。

a　業務を執行した公認会計士の氏名

東陽監査法人　公認会計士　中塩　信一

東陽監査法人　公認会計士　北山　千里

（注）　当社の財務諸表について７年超にわたり連続して監査業務を行っている公認会計士はおりません。

b　監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士　５名

その他　　２名

⑤　社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を選任しておりませんが、監査役３名中３名を社外監査役とすることで、取締役会の牽制及び監査機能を強化しております。当社は社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割として、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を期待しております。

社外監査役の秋本実は、企業の監査役としての豊富な経験があり、客観的かつ専門的な立場から意見及び助言を得ることを通じて当社の監査体制の強化を図ることができると考え、選任しております。

社外監査役の大山亨は、企業の取締役及び監査役としての経験と高い見識に基づき、経営の監督とチェック機能の強化を図ることができると考え、選任しております。

社外監査役の田島正広は、弁護士の資格を有しており、企業法務等の専門的な知識・経験等を活かして、当社の監査体制の強化を図ることができると考え、選任しております。

なお、社外監査役大山亨は当社株式11,000株を所有（発行済株式総数の0.52％）、社外監査役田島正広は当社株式3,000株を所有（発行済株式総数の0.14％）しておりますが、社外監査役及び株主という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

⑥　リスク管理体制の整備状況

当社は、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。管理体制としては、リスク管理規程に基づいて、リスクマネジメント委員会を設置し、委員長を代表取締役社長、委員を常勤取締役、常勤監査役とし、リスクマネジメントの推進、課題や対応策を協議しております。リスクマネジメント委員会は、原則四半期に一度委員会を開催し、事業をとりまく様々なリスクに関する情報を収集し、リスクに対処するための仕組みを整備し、その維持に努めております。

また、当社は法令遵守を重要な経営課題と位置付けており、法令遵守体制を構築しております。法令遵守体制としては、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、委員長を代表取締役社長、委員を常勤取締役、常勤監査役とし、コンプライアンスの遵守体制の確認、法令の新設・改正への対応策を協議しております。コンプライアンス委員会は、原則四半期に一度委員会を開催し、企業活動において法令を遵守するための体制を整備し、その維持に努めております。当社は多数の個人情報を取得しておりますが、個人情報の管理についても、「個人情報保護管理規程」を制定しており、その管理を徹底する体制を構築している他、「情報セキュリティ管理規程」「インサイダー取引等防止に関する規程」等の情報セキュリティポリシーを整備し、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化に努めております。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努めております。

さらに、このような体制を整備するだけではなく、研修の実施、マニュアルの作成・配布等により、役職員の啓蒙に努めております。

⑦　役員報酬の内容

a　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役	50,400	50,400	—	—	—	5
社外監査役	9,600	9,600	—	—	—	5

b　提出会社の役員ごとの報酬の総額

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c　使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

d　役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については各役員の職務内容、実績、成果等を勘案し、取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

⑧　株式の保有状況

該当事項はありません。

⑨　責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑩　取締役及び監査役の定数

当社の取締役は７名以内、監査役は４名以内である旨を定款で定めております。

⑪　取締役の選任の決議要件

当社では、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑫　責任免除の内容の概要

当社は、会社法第426条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項における損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的としております。

⑬　株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

⑭　剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

(2)　【監査報酬の内容等】

①　【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
4,700	―	7,820	―

②　【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③　【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④　【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬の決定方針としましては、監査日数、監査内容及び当社の事業内容、会社規模等を勘案した上で監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

第５ 【経理の状況】

1　財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2　監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)及び当事業年度(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期会計期間(平成29年７月１日から平成29年９月30日まで)及び第２四半期累計期間(平成29年４月１日から平成29年９月30日まで)に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

3　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4　財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との意見交換を実施する他、管理部門は各種セミナーに参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年３月31日）	当事業年度 （平成29年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	165,827	116,187
売掛金	142,494	175,486
貯蔵品	－	47
前渡金	1,335	583
前払費用	6,176	5,275
繰延税金資産	18,630	28,282
その他	1,621	197
貸倒引当金	△2,658	△1,407
流動資産合計	333,426	324,652
固定資産		
有形固定資産		
建物	501	501
減価償却累計額	△278	△352
建物（純額）	222	148
工具、器具及び備品	11,783	13,655
減価償却累計額	△9,112	△11,037
工具、器具及び備品（純額）	2,671	2,618
リース資産	21,150	21,150
減価償却累計額	△9,683	△13,913
リース資産（純額）	11,467	7,237
有形固定資産合計	14,362	10,004
無形固定資産		
ソフトウエア	180,563	244,111
ソフトウエア仮勘定	－	14,500
リース資産	13,480	8,088
無形固定資産合計	194,043	266,700
投資その他の資産		
破産更生債権等	876	2,518
長期前払費用	131	32
繰延税金資産	65,811	87,443
その他	13,945	13,741
貸倒引当金	△876	△2,518
投資その他の資産合計	79,889	101,217
固定資産合計	288,295	377,922
繰延資産		
社債発行費	5,188	3,824
繰延資産合計	5,188	3,824
資産合計	626,910	706,400

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年３月31日）	当事業年度 （平成29年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	45,111	54,658
1年内償還予定の社債	50,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	27,012	21,452
リース債務	10,335	10,701
未払金	53,496	69,680
未払費用	4,264	4,357
未払法人税等	1,405	22,737
未払消費税等	10,396	21,828
前受金	37,373	17,681
預り金	3,274	3,639
流動負債合計	242,669	276,735
固定負債		
社債	150,000	100,000
長期借入金	25,766	4,314
リース債務	17,124	6,422
固定負債合計	192,890	110,736
負債合計	435,559	387,471
純資産の部		
株主資本		
資本金	382,701	382,701
資本剰余金		
資本準備金	338,845	338,845
資本剰余金合計	338,845	338,845
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△546,132	△418,555
利益剰余金合計	△546,132	△418,555
株主資本合計	175,415	302,992
新株予約権	15,936	15,936
純資産合計	191,351	318,928
負債純資産合計	626,910	706,400

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第２四半期会計期間 （平成29年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	539,261
売掛金	142,172
繰延税金資産	28,282
その他	7,720
貸倒引当金	△781
流動資産合計	716,655
固定資産	
有形固定資産	9,658
無形固定資産	
ソフトウエア	249,242
その他	29,476
無形固定資産合計	278,718
投資その他の資産	
繰延税金資産	87,443
その他	17,389
貸倒引当金	△3,793
投資その他の資産合計	101,039
固定資産合計	389,416
繰延資産	3,143
資産合計	1,109,215

（単位：千円）

	当第２四半期会計期間 （平成29年９月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	48,386
短期借入金	10,000
1年内償還予定の社債	50,000
1年内返済予定の長期借入金	13,649
未払法人税等	18,112
その他	99,862
流動負債合計	240,011
固定負債	
社債	75,000
その他	1,580
固定負債合計	76,580
負債合計	316,591
純資産の部	
株主資本	
資本金	599,984
資本剰余金	543,564
利益剰余金	△354,296
株主資本合計	789,252
新株予約権	3,371
純資産合計	792,624
負債純資産合計	1,109,215

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
売上高	950,277	1,157,990
売上原価	465,237	541,144
売上総利益	485,039	616,845
販売費及び一般管理費	※1　465,991	※1　500,698
営業利益	19,048	116,146
営業外収益		
受取利息	34	1
雑収入	272	280
営業外収益合計	306	282
営業外費用		
支払利息	1,881	1,226
社債利息	512	246
支払手数料	1,013	894
社債発行費償却	1,271	1,363
雑損失	160	241
営業外費用合計	4,840	3,972
経常利益	14,514	112,456
特別損失		
固定資産除却損	※2　207,982	—
特別損失合計	207,982	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△193,468	112,456
法人税、住民税及び事業税	451	16,162
法人税等調整額	△33,967	△31,283
法人税等合計	△33,515	△15,121
当期純利益又は当期純損失（△）	△159,952	127,577

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）		当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　仕入高		193,888	28.4	319,370	47.8
Ⅱ　労務費		130,635	19.1	122,588	18.4
Ⅲ　経費	※１	358,159	52.5	225,860	33.8
当期総費用		682,682	100.0	667,819	100.0
他勘定振替高	※２	217,445		126,674	
当期売上原価		465,237		541,144	

（注）　※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
外注費	175,110	85,441
業務委託費	27,274	28,751
減価償却費	87,415	63,127
サーバー使用料	19,047	17,274

※２　他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
ソフトウエア仮勘定	217,445	126,674

（原価計算の方法）
当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第２四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　平成29年４月１日 至　平成29年９月30日）
売上高	683,138
売上原価	310,642
売上総利益	372,496
販売費及び一般管理費	※1　293,156
営業利益	79,340
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	126
営業外収益合計	127
営業外費用	
支払利息	428
社債利息	70
支払手数料	353
社債発行費償却	681
営業外費用合計	1,534
経常利益	77,932
特別損失	
固定資産除却損	71
リース解約損	72
特別損失合計	144
税引前四半期純利益	77,788
法人税等	13,529
四半期純利益	64,258

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	329,367	288,595	288,595	△386,179	△386,179	231,783	19,020	250,803
当期変動額								
新株の発行	53,334	50,250	50,250			103,584		103,584
当期純損失（△）				△159,952	△159,952	△159,952		△159,952
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△3,084	△3,084
当期変動額合計	53,334	50,250	50,250	△159,952	△159,952	△56,368	△3,084	△59,452
当期末残高	382,701	338,845	338,845	△546,132	△546,132	175,415	15,936	191,351

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	382,701	338,845	338,845	△546,132	△546,132	175,415	15,936	191,351
当期変動額								
当期純利益				127,577	127,577	127,577		127,577
当期変動額合計	－	－	－	127,577	127,577	127,577	－	127,577
当期末残高	382,701	338,845	338,845	△418,555	△418,555	302,992	15,936	318,928

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△193,468	112,456
減価償却費	89,856	64,714
社債発行費償却	1,271	1,363
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,300	390
受取利息	△34	△1
支払利息	1,881	1,226
固定資産除却損	207,982	—
売上債権の増減額（△は増加）	△29,393	△34,634
たな卸資産の増減額（△は増加）	75	△47
前払費用の増減額（△は増加）	2,194	970
未収入金の増減額（△は増加）	59	—
仕入債務の増減額（△は減少）	15,915	9,546
未払金の増減額（△は減少）	△16,219	15,525
未払消費税等の増減額（△は減少）	△10,292	11,306
前受金の増減額（△は減少）	8,988	△19,691
その他	△2,849	8,015
小計	77,269	171,142
利息の受取額	34	1
利息の支払額	△2,369	△1,511
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△32	101
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,901	169,733
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,300	△1,871
無形固定資産の取得による支出	△221,590	△130,069
敷金及び保証金の差入による支出	—	△85
投資活動によるキャッシュ・フロー	△223,891	△132,026
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△27,012	△27,012
新株予約権の行使による株式の発行による収入	100,500	—
社債の発行による収入	97,240	—
社債の償還による支出	△40,000	△50,000
リース債務の返済による支出	△9,987	△10,335
財務活動によるキャッシュ・フロー	120,741	△87,347
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△28,248	△49,640
現金及び現金同等物の期首残高	194,075	165,827
現金及び現金同等物の期末残高	※1　165,827	※1　116,187

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　平成29年４月１日 至　平成29年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	77,788
減価償却費	42,013
社債発行費償却	681
貸倒引当金の増減額（△は減少）	648
受取利息	△0
支払利息及び社債利息	498
固定資産除却損	71
リース解約損	72
売上債権の増減額（△は増加）	32,040
前払費用の増減額（△は増加）	△1,451
仕入債務の増減額（△は減少）	△6,271
未払金の増減額（△は減少）	△39,026
未払消費税等の増減額（△は減少）	△3,947
前受金の増減額（△は減少）	9,650
その他	12,262
小計	125,030
利息の受取額	0
利息の支払額	△486
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△16,162
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,382
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△405,000
有形固定資産の取得による支出	△2,983
無形固定資産の取得による支出	△58,467
投資活動によるキャッシュ・フロー	△466,450
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	10,000
長期借入金の返済による支出	△12,117
新株予約権の行使による株式の発行による収入	409,437
社債の償還による支出	△25,000
リース債務の返済による支出	△6,177
財務活動によるキャッシュ・フロー	376,142
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	18,074
現金及び現金同等物の期首残高	116,187
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1　134,261

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　：６年

工具、器具及び備品：４～５年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウエア（自社利用）は、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

２　繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

３　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

５　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

１　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　：６年

工具、器具及び備品：４～５年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウエア(自社利用)は、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

３　繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

４　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

６　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

（追加情報）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
役員報酬	61,200千円	60,000千円
給料手当	224,942 〃	214,650 〃
法定福利費	36,633 〃	38,638 〃
広告宣伝費	52,822 〃	64,542 〃
減価償却費	2,440 〃	1,587 〃
貸倒引当金繰入額	1,300 〃	390 〃
おおよその割合		
販売費	62.8％	60.0％
一般管理費	37.2〃	40.0〃

※２　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
ソフトウエア	186,228千円	－千円
ソフトウエア仮勘定	21,754 〃	－ 〃
計	207,982千円	－千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	13,698	1,500	―	15,198

（変動事由の概要）

新株の発行（新株予約権の行使）

新株予約権の権利行使による増加　1,500株

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成18年第２回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	15,936
平成23年第５回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
平成23年第６回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
平成25年第７回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
平成26年第８回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
合計		―	―	―	―	15,936

（注）１　平成23年第５回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日は到来しておりません。
２　平成23年第６回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日は到来しておりません。
３　平成25年第７回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日は到来しておりません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,198	―	―	15,198

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成18年第２回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	15,936
平成23年第５回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
平成23年第６回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
平成25年第７回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
平成26年第８回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
平成29年第９回ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	―
合計		―	―	―	―	15,936

(注)１　平成23年第５回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日は到来しておりません。
２　平成23年第６回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日は到来しておりません。
３　平成25年第７回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日は到来しておりません。
４　平成29年第９回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日は到来しておりません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
現金及び預金	165,827千円	116,187千円
現金及び現金同等物	165,827千円	116,187千円

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１　所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

サーバー等機材（工具、器具及び備品）であります。

無形固定資産

ソフトウエアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針　１　固定資産の減価償却の方法　(3) リース資産に記載のとおりであります。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１　所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

サーバー等機材（工具、器具及び備品）であります。

無形固定資産

ソフトウエアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針　２　固定資産の減価償却の方法　(3) リース資産に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れ及び社債の発行による方針であります。一時的な余資の運用については、安全性の高い短期の金融資産に限定して運用を行う方針であります。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、与信管理規程に従って取引を行うとともに、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収遅延債権について個別に把握及び対応を行う体制とすることにより、当該リスクを管理しております。

敷金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、当社は、定期的に差入先の状況等の確認を行うことにより、当該リスクを管理しております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であり、また、預り金についてもほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断したものについては記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	165,827	165,827	—
(2) 売掛金	142,494	—	—
貸倒引当金(※)	△2,658	—	—
	139,835	139,835	—
(3) 敷金及び保証金	13,945	12,799	△1,146
資産計	319,608	318,462	△1,146
(1) 買掛金	45,111	45,111	—
(2) 未払金	53,496	53,496	—
(3) 未払法人税等	1,405	1,405	—
(4) 未払消費税等	10,396	10,396	—
(5) 預り金	3,274	3,274	—
(6) 社債 (１年内償還予定を含む)	200,000	200,000	—
(7) 長期借入金 (１年内返済予定を含む)	52,778	52,778	—
(8) リース債務 (１年内返済予定を含む)	27,459	27,754	294
負債計	393,921	394,216	294

(※)　売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還予定時期及び償還予定金額を見積もり、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、及び(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債（１年内償還予定の社債を含む）

社債は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）　金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	165,827	―	―	―
売掛金	142,494	―	―	―
敷金及び保証金	―	―	―	13,945
合計	308,321	―	―	13,945

（注３）　社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
社債	50,000	50,000	50,000	40,000	10,000	―
長期借入金	27,012	21,452	4,314	―	―	―
リース債務	10,335	10,701	5,807	614	―	―
合計	87,347	82,153	60,121	40,614	10,000	―

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れ及び社債の発行による方針であります。一時的な余資の運用については、安全性の高い短期の金融資産に限定して運用を行う方針であります。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、与信管理規程に従って取引を行うとともに、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収遅延債権について個別に把握及び対応を行う体制とすることにより、当該リスクを管理しております。

敷金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、当社は、定期的に差入先の状況等の確認を行うことにより、当該リスクを管理しております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であり、また、預り金についてもほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断したものについては記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	116,187	116,187	—
(2) 売掛金	175,486	—	—
貸倒引当金(※)	△1,407	—	—
	174,079	174,079	—
(3) 敷金及び保証金	13,741	12,222	△1,518
資産計	304,008	302,489	△1,518
(1) 買掛金	54,658	54,658	—
(2) 未払金	69,680	69,680	—
(3) 未払法人税等	22,737	22,737	—
(4) 未払消費税等	21,828	21,828	—
(5) 預り金	3,639	3,639	—
(6) 社債 (１年内償還予定を含む)	150,000	150,000	—
(7) 長期借入金 (１年内返済予定を含む)	25,766	25,766	—
(8) リース債務 (１年内返済予定を含む)	17,124	17,164	39
負債計	365,432	365,472	39

(※)　売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還予定時期及び償還予定金額を見積もり、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、及び(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債（１年内償還予定の社債を含む）

社債は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）　金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	116,187	―	―	―
売掛金	175,486	―	―	―
敷金及び保証金	―	―	―	13,741
合計	291,673	―	―	13,741

（注３）　社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
社債	50,000	50,000	40,000	10,000	―	―
長期借入金	21,452	4,314	―	―	―	―
リース債務	10,701	5,807	614	―	―	―
合計	82,153	60,121	40,614	10,000	―	―

（ストック・オプション等関係）

前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
決議年月日	平成18年３月30日	平成23年６月９日	平成23年６月９日	平成25年６月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役３名、子会社取締役１名、外部協力者１名	当社取締役２名	当社従業員25名、子会社取締役２名、子会社従業員１名	当社従業員38名
株式の種類及び付与数(注)１	普通株式　11,000株	普通株式　400株	普通株式　467株	普通株式　251株
付与日	平成18年４月20日	平成23年６月９日	平成23年６月９日	平成25年６月13日
権利確定条件	(注)２	(注)３	(注)３	(注)４
対象勤務期間	―	―	―	―
権利行使期間	平成18年５月21日～平成30年３月31日	平成25年６月10日～平成32年６月29日	平成25年６月10日～平成32年６月29日	平成27年６月14日～平成34年６月27日

	第８回新株予約権
決議年月日	平成26年６月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員63名
株式の種類及び付与数(注)１	普通株式　446株
付与日	平成26年６月20日
権利確定条件	(注)５
対象勤務期間	―
権利行使期間	平成27年７月１日～平成35年６月26日

(注) １　株式数に換算して記載しております。

２　新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 当該新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員、従業員、当社の企業公開業務支援者又は事業協力者であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではありません。

(2) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとします。

３　新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 当該新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りではありません。

(2) 当該新株予約権の所有者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて６ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとします。

(3) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとします。

(4) 租税特別措置法第29条ノ２に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとします。
① 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと
② 権利行使により取得した株式が新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

4 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
(1) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではありません。なお、上記但書にかかわらず、取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとします。
(2) 権利者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて６ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとします。
(3) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「企業再編」という)を行うときに、当該企業再編にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という)の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
(4) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
(5) 権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数の整数倍)でなければならず、１株(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数)未満の部分については、株式は割当てられないものとします。かかる端数等の切捨てについて金銭による調整は行いません。
(6) 租税特別措置法第29条ノ２に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとします。
① 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと
② 権利行使により取得した株式が新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

5 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
(1) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではありません。なお、上記但書にかかわらず、取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとします。
(2) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「企業再編」という)を行うときに、当該企業再編にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という)の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
(3) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
(4) 権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数の整数倍)でなければならず、１株(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数)未満の部分については、株式は割当てられないものとします。かかる端数等の切捨てについて金銭による調整は行いません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第２回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
決議年月日	平成18年３月30日	平成23年６月９日	平成23年６月９日	平成25年６月13日
権利確定前				
前事業年度末	―	200株	160株	216株
付与	―	―	―	―
失効	―	―	13株	26株
権利確定	―	―	―	―
未確定残	―	200株	147株	190株
権利確定後				
前事業年度末	9,251株	―	―	―
権利確定	―	―	―	―
権利行使	1,500株	―	―	―
失効	―	―	―	―
未行使残	7,751株	―	―	―

	第８回新株予約権
決議年月日	平成26年６月13日
権利確定前	
前事業年度末	432株
付与	―
失効	59株
権利確定	373株
未確定残	―
権利確定後	
前事業年度末	―
権利確定	373株
権利行使	―
失効	18株
未行使残	355株

② 単価情報

	第２回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
決議年月日	平成18年３月30日	平成23年６月９日	平成23年６月９日	平成25年６月13日
権利行使価格	67,000円	67,000円	67,000円	67,000円
行使時平均株価	―	―	―	―
付与日における公正な評価単価	―	―	―	―

	第８回新株予約権
決議年月日	平成26年６月13日
権利行使価格	67,000円
行使時平均株価	―
付与日における公正な評価単価	―

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
① 当事業年度末における本源的価値の合計額 ―千円
② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 ―千円

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
決議年月日	平成18年３月30日	平成23年６月９日	平成23年６月９日	平成25年６月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役３名、子会社取締役１名、外部協力者１名	当社取締役２名	当社従業員25名、子会社取締役２名、子会社従業員１名	当社従業員38名
株式の種類及び付与数(注)１	普通株式　11,000株	普通株式　400株	普通株式　467株	普通株式　251株
付与日	平成18年４月20日	平成23年６月９日	平成23年６月９日	平成25年６月13日
権利確定条件	(注)２	(注)３	(注)３	(注)４
対象勤務期間	―	―	―	―
権利行使期間	平成18年５月21日～平成38年３月31日	平成25年６月10日～平成32年６月29日	平成25年６月10日～平成32年６月29日	平成27年６月14日～平成34年６月27日

	第８回新株予約権	第９回新株予約権
決議年月日	平成26年６月13日	平成29年３月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員63名	当社従業員63名
株式の種類及び付与数(注)１	普通株式　446株	普通株式　748株
付与日	平成26年６月20日	平成29年３月23日
権利確定条件	(注)５	(注)４
対象勤務期間	―	―
権利行使期間	平成27年７月１日～平成35年６月26日	平成31年３月16日～平成39年３月15日

(注) １　株式数に換算して記載しております。

２　新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 当該新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員、従業員、当社の企業公開業務支援者又は事業協力者であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではありません。

(2) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとします。

３　新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(1) 当該新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りではありません。

(2) 当該新株予約権の所有者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて６ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとします。

(3) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとします。

(4) 租税特別措置法第29条ノ２に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとします。
① 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと
② 権利行使により取得した株式が新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

4 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
(1) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではありません。なお、上記但書にかかわらず、取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとします。
(2) 権利者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて６ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとします。
(3) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「企業再編」という)を行うときに、当該企業再編にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という)の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
(4) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
(5) 権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数の整数倍)でなければならず、１株(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数)未満の部分については、株式は割当てられないものとします。かかる端数等の切捨てについて金銭による調整は行いません。
(6) 租税特別措置法第29条ノ２に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとします。
① 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと
② 権利行使により取得した株式が新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

5 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
(1) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではありません。なお、上記但書にかかわらず、取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとします。
(2) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「企業再編」という)を行うときに、当該企業再編にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という)の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとします。
(3) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
(4) 権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数の整数倍)でなければならず、１株(当社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数)未満の部分については、株式は割当てられないものとします。かかる端数等の切捨てについて金銭による調整は行いません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第２回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
決議年月日	平成18年３月30日	平成23年６月９日	平成23年６月９日	平成25年６月13日
権利確定前				
前事業年度末	—	200株	147株	190株
付与	—	—	—	—
失効	—	—	10株	31株
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	200株	137株	159株
権利確定後				
前事業年度末	7,751株	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	7,751株	—	—	—

	第８回新株予約権	第９回新株予約権
決議年月日	平成26年６月13日	平成29年３月16日
権利確定前		
前事業年度末	—	—
付与	—	748株
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	748株
権利確定後		
前事業年度末	355株	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	319株	—
未行使残	36株	—

② 単価情報

	第２回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
決議年月日	平成18年３月30日	平成23年６月９日	平成23年６月９日	平成25年６月13日
権利行使価格	67,000円	67,000円	67,000円	67,000円
行使時平均株価	―	―	―	―
付与日における公正な評価単価	―	―	―	―

	第８回新株予約権	第９回新株予約権
決議年月日	平成26年６月13日	平成29年３月16日
権利行使価格	67,000円	120,000円
行使時平均株価	―	―
付与日における公正な評価単価	―	―

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)により算定した価格を用いております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額 ―千円

② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 ―千円

（税効果会計関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9千円
一括償却資産	140 〃
貸倒引当金超過額	1,091 〃
繰越欠損金	148,611 〃
繰延税金資産小計	149,852千円
評価性引当額	△65,409 〃
繰延税金資産合計	84,442千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.9％、平成30年４月１日以降のものについては30.6％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,225千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が4,225千円増加しております。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,563千円
一括償却資産	136 〃
貸倒引当金超過額	1,211 〃
繰越欠損金	126,032 〃
その他	308 〃
繰延税金資産小計	130,252千円
評価性引当額	△14,526 〃
繰延税金資産合計	115,726千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9％
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7％
住民税均等割等	0.2％
評価性引当額の増減	△45.7％
その他	0.5％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.5％

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	らくらく連絡網	pinpoint	ガクバアルバイト	らくらくアルバイト	その他	合計
外部顧客への売上高	301,196	212,773	211,113	66,356	158,838	950,277

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	らくらく連絡網	pinpoint	ガクバアルバイト	らくらくアルバイト	その他	合計
外部顧客への売上高	225,162	344,712	193,197	108,033	286,884	1,157,990

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１　関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉田 直人	―	―	当社代表取締役社長	(被所有)直接26.0 間接 2.4	債務被保証	当社銀行借入に対する保証協会による保証に対する債務被保証 (注)３	25,002	―	―
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社五六 (注)２	東京都港区	1,000	資産管理	(被所有)直接 2.4	役員の兼任	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)４	87,100	―	―
役員	小川 誠	―	―	当社専務取締役	(被所有)直接 0.2	―	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)４	13,400	―	―

(注)１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．株式会社五六は、当社代表取締役社長吉田直人が議決権の100%を保有している資産管理会社であります。

３．当社銀行借入に対する信用保証協会による保証に対して、債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保提供は行っておりません。

４．新株予約権(ストック・オプション)の行使は、平成18年３月30日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日)

１　関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉田 直人	―	―	当社代表取締役社長	(被所有)直接26.6 間接 2.4	債務被保証	当社銀行借入に対する保証協会による保証に対する債務被保証(注)２	14,658	―	―

(注) １．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．当社銀行借入に対する信用保証協会による保証に対して、債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保提供は行っておりません。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
１株当たり純資産額	115.42円	199.36円
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)	△112.28円	83.94円

（注）１．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．平成29年８月３日開催の取締役会決議により、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額を算定しております。

３．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)(千円)	△159,952	127,577
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額(△)(千円)	△159,952	127,577
普通株式の期中平均株式数(株)	1,424,500	1,519,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権５種類(新株予約権8,643個)。 なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)　新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	新株予約権６種類(新株予約権9,031個)。 なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2)　新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成28年３月31日)	当事業年度 (平成29年３月31日)
純資産の部の合計額(千円)	191,351	318,928
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	15,936	15,936
（うち新株予約権)(千円)	(15,936)	(15,936)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	175,415	302,992
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,519,800	1,519,800

（重要な後発事象）

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、平成29年８月３日開催の取締役会決議に基づき、平成29年８月29日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成29年８月30日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

１．株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、１単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

２．株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年８月28日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、１株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	15,198株
今回の分割により増加する株式数	1,504,602株
株式分割後の発行済株式総数	1,519,800株
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

（注）　平成29年８月30日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は4,000,000株減少し、6,000,000株となっております。

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年８月29日

(4) １株当たり情報に与える影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成29年８月29日の効力発生と同時に新株予約権の１株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第２回新株予約権	67,000円	670円
第５回新株予約権	67,000円	670円
第６回新株予約権	67,000円	670円
第７回新株予約権	67,000円	670円
第９回新株予約権	120,000円	1,200円

３．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

（新株予約権の行使による増資）

平成29年８月30日に第２回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

(1) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式	611,100株
(2) 行使新株予約権個数		6,111個
(3) 行使価額総額		409,437千円
(4) 増加した資本金の額		217,282千円
(5) 増加した資本準備金の額		204,718千円

【注記事項】

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第２四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（四半期損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　平成29年４月１日 至　平成29年９月30日）
役員報酬	38,700千円
給料手当	118,896　〃
広告宣伝費	36,505　〃
貸倒引当金繰入額	648　〃

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に記載されている科目との金額との関係は次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　平成29年４月１日 至　平成29年９月30日）
現金及び預金	539,261千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△405,000　〃
現金及び現金同等物	134,261千円

（株主資本等関係）

当第２四半期累計期間（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）

１　配当金支払額

該当事項はありません。

２　基準日が当第２四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３　株主資本の著しい変動

当社は、当第２四半期累計期間において、新株予約権の行使に伴い新株式611,100株の発行を行いました。この結果、当第２四半期累計期間において資本金が217,282千円、資本剰余金が204,718千円増加し、当第２四半期会計期間末において資本金が599,984千円、資本剰余金が543,564千円となっております。

（金融商品関係）

現金及び預金は、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日と比べて著しい変動が認められますが、当第２四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第２四半期累計期間(自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日)

当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 (自　平成29年４月１日 至　平成29年９月30日)
１株当たり四半期純利益金額	39.50円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	64,258
普通株主に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る四半期純利益(千円)	64,258
普通株式の期中平均株式数(株)	1,626,659
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	―

(注) １．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．平成29年８月３日開催の取締役会決議により、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】（平成29年３月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	501	—	—	501	352	74	148
工具、器具及び備品	11,783	1,871	—	13,655	11,037	1,924	2,618
リース資産	21,150	—	—	21,150	13,913	4,230	7,237
有形固定資産計	33,435	1,871	—	35,307	25,303	6,229	10,004
無形固定資産							
ソフトウエア	241,851	116,351	—	358,203	114,092	52,803	244,111
ソフトウエア仮勘定	—	130,852	116,351	14,500	—	—	14,500
リース資産	26,960	—	—	26,960	18,872	5,392	8,088
無形固定資産計	268,811	247,204	116,351	399,664	132,964	58,195	266,700
長期前払費用	8,141	—	7,746	395	362	1,389	32
繰延資産							
社債発行費	6,818	—	—	6,818	2,993	1,363	3,824
繰延資産計	6,818	—	—	6,818	2,993	1,363	3,824

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	サーバー等の取得	1,871千円
ソフトウエア	開発完了に伴うソフトウエア仮勘定からの振替額	116,351千円
ソフトウエア仮勘定	『pinpoint DMP』連携機能開発	44,141千円
ソフトウエア仮勘定	「らくらく連絡網」アプリ追加機能開発	40,961千円
ソフトウエア仮勘定	「らくらくアルバイト」他社求人サイト連携機能開発	31,248千円
ソフトウエア仮勘定	「らくらく連絡網」プラットフォーム更改	14,500千円

２．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア仮勘定	開発完了に伴うソフトウエアへの振替額	116,351千円
長期前払費用	ソフトウエア使用許諾の終了	7,746千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第１回無担保普通社債	平成26年 ９月24日	70,000 (20,000)	50,000 (20,000)	変動金利 (注)１	無担保社債	平成31年 ９月20日
第２回無担保普通社債	平成26年 12月26日	40,000 (10,000)	30,000 (10,000)	変動金利 (注)１	無担保社債	平成31年 12月20日
第３回無担保普通社債	平成27年 ６月26日	90,000 (20,000)	70,000 (20,000)	変動金利 (注)１	無担保社債	平成32年 ６月19日
合計	―	200,000 (50,000)	150,000 (50,000)	―	―	―

(注) １　利率欄の変動金利は、６ヶ月TIBORプラス0%であります。
２　「当期首残高」及び「当期末残高」欄の(内書)は、１年内償還予定の金額であります。
３　貸借対照表日後５年内における１年ごとの償還予定額の総額

１年以内 (千円)	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
50,000	50,000	40,000	10,000	―

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	―	―	―	―
１年以内に返済予定の長期借入金	27,012	21,452	1.11	―
１年以内に返済予定のリース債務	10,335	10,701	1.82	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く)	25,766	4,314	1.11	平成30年４月１日～ 平成30年８月30日
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く)	17,124	6,422	1.82	平成30年４月１日～ 平成31年11月27日
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	80,237	42,890	―	―

(注) １．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金及びリース債務(１年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
長期借入金	4,314	―	―	―
リース債務	5,807	614	―	―

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	3,535	390	―	―	3,925

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年３月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	―
預金	
普通預金	116,187
合計	116,187

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社インテリジェンス(注)	21,975
アクセンチュア株式会社	19,537
株式会社マイナビ	10,052
株式会社伊東園ホテルズ	9,720
株式会社リクルートキャリア	8,673
その他	105,527
合計	175,486

(注) 平成29年７月１日付けで「パーソルキャリア株式会社」に商号変更しております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
142,494	1,250,232	1,217,240	175,486	87.4	46.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

品目	金額(千円)
ギフトカード類	47
合計	47

④　繰延税金資産

繰延税金資産の内容につきましては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

⑤　買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社フリークアウト	14,572
GMO NIKKO株式会社	12,237
ディップ株式会社	10,946
株式会社インテリジェンス（注）	5,542
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	2,855
その他	8,503
合計	54,658

（注）　平成29年７月１日付けで「パーソルキャリア株式会社」に商号変更しております。

⑥　未払金

相手先	金額(千円)
従業員	35,519
株式会社おてつだいネットワークス	5,267
東陽監査法人	3,792
株式会社フランジア・ジャパン	2,637
Amazon Web Services, Inc.	2,389
その他	20,073
合計	69,680

⑦　１年内償還予定の社債

区分	金額(千円)
第１回無担保普通社債	20,000
第２回無担保普通社債	10,000
第３回無担保普通社債	20,000
合計	50,000

⑧　社債

区分	金額(千円)
第１回無担保普通社債	30,000
第２回無担保普通社債	20,000
第３回無担保普通社債	50,000
合計	100,000

（注）　発行年月、利率等については、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　⑤　附属明細表」の「社債明細表」に記載しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月
基準日	毎年３月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年３月31日、毎年９月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)１	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目２番１号　みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目２番１号　みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目２番１号　みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目２番１号　みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社　全国各支店(注)１
買取手数料	無料(注)２
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.eole.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１　当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２　単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３　当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年11月９日	―	―	―	株式会社五六代表取締役 吉田 直人	東京都港区高輪三丁目５番23号	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名)	普通株式 ：800	普通株式：53,600,000 (67,000) (注)７	新株予約権の行使
平成27年11月10日	―	―	―	小川 誠	東京都文京区	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式 ：200	普通株式：13,400,000 (67,000) (注)７	新株予約権の行使
平成27年11月12日	株式会社五六代表取締役 吉田 直人	東京都港区高輪三丁目５番23号	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名)	株式会社ＫＥＩアドバンス代表取締役 齋藤 守	東京都千代田区麹町三丁目２番	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)４	普通株式 ：780	普通株式：78,000,000 (100,000) (注)８	関係強化のため
平成27年11月12日	小川 誠	東京都文京区	特別利害関係者等(当社取締役)	株式会社ＫＥＩアドバンス代表取締役 齋藤 守	東京都千代田区麹町三丁目２番	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 ：200	普通株式：20,000,000 (100,000) (注)８	関係強化のため
平成27年11月12日	吉田 直人	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社ＫＥＩアドバンス代表取締役 齋藤 守	東京都千代田区麹町三丁目２番	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 ：20	普通株式：2,000,000 (100,000) (注)８	関係強化のため
平成27年12月８日	―	―	―	株式会社五六代表取締役 吉田 直人	東京都港区高輪三丁目５番23号	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名)	普通株式 ：500	普通株式：33,500,000 (67,000) (注)７	新株予約権の行使
平成27年12月15日	株式会社五六代表取締役 吉田 直人	東京都港区高輪三丁目５番23号	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名)	株式会社毎日コムネット代表取締役 伊藤 守	東京都千代田区大手町二丁目１番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)４	普通株式 ：500	普通株式：50,000,000 (100,000) (注)８	関係強化のため
平成28年１月６日	吉田 直人	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	片山 秀樹	東京都大田区	当社代表取締役社長知人	新株予約権 ：10	新株予約権：20,560 (2,056) (注)９	関係強化のため
平成28年１月15日	刑部 徹	千葉県浦安市	当社執行役員	吉田 直人	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	新株予約権 ：350	新株予約権：719,600 (2,056) (注)９	移動前所有者の退職のため
平成28年３月16日	竹田 正信	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社取締役)	一條 武久	東京都三鷹市	当社執行役員 (注)５	新株予約権 ：100	新株予約権：205,600 (2,056) (注)９	移動前所有者の譲渡希望による
平成28年３月18日	竹田 正信	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社取締役)	株式会社五六代表取締役 吉田 直人	東京都港区高輪三丁目５番23号	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名)	新株予約権 ：400	新株予約権：822,400 (2,056) (注)９	移動前所有者の譲渡希望による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成28年3月25日	竹田 正信	東京都目黒区	特別利害関係者等（当社取締役）	小川 誠	東京都文京区	特別利害関係者等（当社取締役）	新株予約権：200	新株予約権：411,200（2,056）（注）9	移動前所有者の譲渡希望による
平成28年7月13日	佐藤 裕久	兵庫県芦屋市	当社代表取締役社長知人	吉田 早苗	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）	普通株式：20	普通株式：2,400,000（120,000）（注）10	移動前所有者の譲渡希望による
平成28年7月25日	安藤 尚彦	東京都中野区	当社代表取締役社長知人	吉田 直人	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	普通株式：25	普通株式：3,000,000（120,000）（注）10	移動前所有者の譲渡希望による
平成28年8月31日	吉田 直人	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	和田 徹	東京都品川区	特別利害関係者等（当社監査役）	新株予約権：30	新株予約権：61,680（2,056）（注）9	意欲向上のため
平成28年8月31日	吉田 直人	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	中井 陽子	東京都品川区	当社代表取締役社長知人（注）6	新株予約権：50	新株予約権：102,800（2,056）（注）9	意欲向上のため
平成28年10月31日	竹田 正信	東京都目黒区	当社元取締役	吉田 直人	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	普通株式：67	普通株式：8,040,000（120,000）（注）10	移動前所有者の退職のため
平成28年10月31日	竹田 正信	東京都目黒区	当社元取締役	和田 徹	東京都品川区	特別利害関係者等（当社監査役）	普通株式：10	普通株式：1,200,000（120,000）（注）10	移動前所有者の退職のため
平成28年10月31日	服部 進	東京都杉並区	当社代表取締役社長知人	吉田 直人	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	普通株式：3	普通株式：360,000（120,000）（注）10	移動前所有者の譲渡希望による
平成29年3月16日	吉田 直人	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	中井 陽子	東京都品川区	特別利害関係者等（当社取締役）	新株予約権：400	新株予約権：822,400（2,056）（注）9	意欲向上のため
平成29年3月16日	株式会社五六代表取締役吉田 直人	東京都港区高輪三丁目5番23号	特別利害関係者等（当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名）	中井 陽子	東京都品川区	特別利害関係者等（当社取締役）	新株予約権：400	新株予約権：822,400（2,056）（注）9	意欲向上のため
平成29年7月10日	佐藤 昭子	東京都町田市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	凸版印刷株式会社代表取締役金子 眞吾	東京都台東区台東一丁目5番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）（注）4	普通株式：1,450	普通株式：199,375,000（137,500）（注）10	移動前所有者の譲渡希望及び関係強化のため
平成29年8月4日	和田 徹	東京都品川区	当社元監査役	一條 武久	東京都三鷹市	特別利害関係者等（当社取締役）	新株予約権：30	新株予約権：61,680（2,056）（注）9	意欲向上のため
平成29年8月4日	森中 亮	東京都港区	当社取引先代表取締役	一條 武久	東京都三鷹市	特別利害関係者等（当社取締役）	新株予約権：50	新株予約権：102,800（2,056）（注）9	意欲向上のため
平成29年8月30日	—	—	—	吉田 直人	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	普通株式：236,000	普通株式：158,120,000（670）（注）7	新株予約権の行使

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年8月30日	—	—	—	株式会社五六代表取締役 吉田 直人	東京都世田谷区上野毛二丁目5番9号	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名)	普通株式:238,100	普通株式:159,527,000(670)(注)7	新株予約権の行使
平成29年8月30日	—	—	—	小川 誠	東京都文京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)(注)4	普通株式:60,000	普通株式:40,200,000(670)(注)7	新株予約権の行使
平成29年8月30日	—	—	—	中井 陽子	東京都品川区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)(注)4	普通株式:42,500	新株予約権:28,475,000(670)(注)7	新株予約権の行使
平成29年8月30日	—	—	—	一條 武久	東京都三鷹市	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式:26,500	新株予約権:17,755,000(670)(注)7	新株予約権の行使
平成29年8月30日	—	—	—	大山 亨	神奈川県横浜市旭区	特別利害関係者等(当社監査役)	普通株式:8,000	新株予約権:5,360,000(670)(注)7	新株予約権の行使

(注) 1．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載することとされております。

2．当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
(2) 当社の大株主上位10名
(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4．当該移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)になりました。

5．平成28年6月28日付にて、当社取締役に就任しております。

6．平成29年2月14日付にて、当社取締役に就任しております。

7．移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

8．移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式の併用により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間での協議の上決定した価格であります。

9．移動価格は、新株予約権の発行価格を参考にし、当事者間での協議の上決定した価格であります。

10．移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間での協議の上決定した価格であります。

11. 平成29年８月３日開催の取締役会決議により、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動に係る「移動株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第２ 【第三者割当等の概況】

１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成29年３月23日
種類	第９回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式　748株
発行価格	１株につき120,000円 （注）３
資本組入額	60,000円
発行価額の総額	89,760,000円
資本組入額の総額	44,880,000円
発行方法	平成29年３月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）２

（注）１．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年３月31日であります。

２．同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

３．株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	１株につき120,000円
行使期間	平成31年３月16日から 平成39年３月15日まで
行使の条件	第二部 「企業情報」 第４ 「提出会社の状況」 １ 「株式等の状況」 (2)「新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

５．平成29年８月３日開催の取締役会決議により、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2　【取得者の概況】

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
竹本　和弘	東京都文京区	会社員	50	6,000,000 (120,000)	当社従業員
高木　盛至	東京都品川区	会社員	50	6,000,000 (120,000)	当社従業員
松島　佑樹	東京都品川区	会社員	40	4,800,000 (120,000)	当社従業員
永井　祐二	千葉県市川市	会社員	38	4,560,000 (120,000)	当社従業員
山地　哲朗	千葉県習志野市	会社員	38	4,560,000 (120,000)	当社従業員
阿部　隼太郎	東京都港区	会社員	35	4,200,000 (120,000)	当社従業員
山岸　恵介	東京都豊島区	会社員	32	3,840,000 (120,000)	当社従業員
大桑　靖彦	神奈川県川崎市中原区	会社員	30	3,600,000 (120,000)	当社従業員
大塚　美紀	神奈川県横浜市青葉区	会社員	30	3,600,000 (120,000)	当社従業員
小山　渉	東京都世田谷区	会社員	26	3,120,000 (120,000)	当社従業員
佐々木　和哉	東京都港区	会社員	25	3,000,000 (120,000)	当社従業員
田中　優位	東京都調布市	会社員	25	3,000,000 (120,000)	当社従業員
大塚　剛	東京都世田谷区	会社員	25	3,000,000 (120,000)	当社従業員
久保田　淳	東京都世田谷区	会社員	20	2,400,000 (120,000)	当社従業員
笹木　真琴	東京都板橋区	会社員	16	1,920,000 (120,000)	当社従業員
石井　幸次	東京都台東区	会社員	15	1,800,000 (120,000)	当社従業員
伊藤　恒平	東京都武蔵野市	会社員	14	1,680,000 (120,000)	当社従業員
本庄　弘典	東京都品川区	会社員	13	1,560,000 (120,000)	当社従業員
森下　綾子	埼玉県所沢市	会社員	12	1,440,000 (120,000)	当社従業員
岡田　林太郎	東京都大田区	会社員	12	1,440,000 (120,000)	当社従業員
中村　領	東京都杉並区	会社員	12	1,440,000 (120,000)	当社従業員
割田　敦士	神奈川県川崎市川崎区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社従業員
山口　剛	埼玉県所沢市	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社従業員
松本　亜弓	神奈川県藤沢市	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社従業員
片桐　麻依	東京都品川区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社従業員
米沢　和真	東京都大田区	会社員	9	1,080,000 (120,000)	当社従業員
鈴木　淳	東京都板橋区	会社員	7	840,000 (120,000)	当社従業員
大友　海渡	神奈川県逗子市	会社員	7	840,000 (120,000)	当社従業員
磯﨑　真理子	東京都中野区	会社員	7	840,000 (120,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
野坂　桃子	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	7	840,000 (120,000)	当社従業員
青木　周太朗	東京都大田区	会社員	7	840,000 (120,000)	当社従業員
野口　玲美	東京都新宿区	会社員	6	720,000 (120,000)	当社従業員
日向　真理子	埼玉県上尾市	会社員	6	720,000 (120,000)	当社従業員
松本　聡実	東京都渋谷区	会社員	6	720,000 (120,000)	当社従業員
山本　竜	東京都世田谷区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社従業員
中村　勝	千葉県千葉市美浜区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社従業員
佐藤　望	神奈川県横浜市南区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社従業員
成見　由紀子	神奈川県横浜市泉区	会社員	5	600,000 (120,000)	当社従業員
伊東　由美子	東京都文京区	会社員	4	480,000 (120,000)	当社従業員
瀬戸　良太	東京都江戸川区	会社員	4	480,000 (120,000)	当社従業員
末澤　晶恵	東京都世田谷区	会社員	4	480,000 (120,000)	当社従業員
新井　麻里恵	東京都小金井市	会社員	4	480,000 (120,000)	当社従業員
村山　めぐみ	東京都杉並区	会社員	4	480,000 (120,000)	当社従業員
吉田　真理	東京都大田区	会社員	4	480,000 (120,000)	当社従業員
伊藤　晴香	東京都練馬区	会社員	4	480,000 (120,000)	当社従業員
増田　恵理奈	埼玉県越谷市	会社員	4	480,000 (120,000)	当社従業員
泉　了輔	神奈川県横浜市青葉区	会社員	3	360,000 (120,000)	当社従業員
菅澤　洋子	神奈川県横須賀市	会社員	3	360,000 (120,000)	当社従業員
崎山　俊宏	東京都大田区	会社員	3	360,000 (120,000)	当社従業員
小林　美槻	東京都足立区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社従業員
蓬澤　由香利	東京都府中市	会社員	2	240,000 (120,000)	当社従業員
礒貝　要	東京都足立区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社従業員
平山　亮	東京都足立区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社従業員
板橋　佑	神奈川県川崎市中原区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社従業員
上野　百絵	東京都台東区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社従業員
小野　友香里	神奈川県横浜市磯子区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社従業員
鈴木　萌未	東京都杉並区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社従業員
中地　有沙	千葉県浦安市	会社員	1	120,000 (120,000)	当社従業員
馬場　ゆりあ	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
NGUYEN HUU MANH	東京都大田区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社従業員
PHAM DUC MINH	東京都大田区	会社員	1	120,000 (120,000)	当社従業員

(注) 1．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2．平成29年８月３日開催の取締役会決議により、平成29年８月29日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

3　【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
吉田　直人 ※１，２	東京都世田谷区	640,200	26.48
株式会社五六 ※１	東京都世田谷区上野毛二丁目５番９号	274,000	11.33
小川　誠 ※１，３	東京都文京区	146,300 (83,000)	6.05 (3.43)
凸版印刷株式会社 ※１	東京都台東区台東一丁目５番１号	145,000	6.00
中井　陽子 ※１，３	東京都品川区	104,000 (42,500)	4.30 (1.76)
株式会社ＫＥＩアドバンス ※１	東京都千代田区麹町三丁目２番　ヒューリック麹町ビル６階	100,000	4.14
株式会社アルファステップ ※１	東京都新宿区西新宿一丁目25番１号　新宿センタービル31階	82,500	3.41
本郷　孔洋 ※１	東京都新宿区	65,100	2.69
一條　武久 ※３	東京都三鷹市	54,900 (26,500)	2.27 (1.10)
株式会社毎日コムネット ※１	東京都千代田区大手町二丁目１番１号　大手町野村ビル15階	50,000	2.07
Hongo holdings株式会社 ※１	東京都新宿区西新宿一丁目25番１号　新宿センタービル31階	43,500	1.80
佐藤　昭子	東京都町田市	38,500	1.59
高橋　誠一	埼玉県さいたま市大宮区	26,900	1.11
松井　隆	東京都港区	25,000	1.03
渡部　有造	東京都目黒区	20,200 (20,000)	0.84 (0.83)
髙松　大	東京都世田谷区	19,300	0.80
北出　裕	東京都世田谷区	19,000	0.79
山浦　邦夫	東京都中央区	16,000	0.66
平山　繁樹	北海道函館市	15,000	0.62
クオンタムリープ株式会社	東京都港区赤坂九丁目５番12号　パークサイドシックス	15,000 (5,000)	0.62 (0.21)
新藤　映一	埼玉県さいたま市大宮区	12,000	0.50
八十島　正雄	東京都世田谷区	12,000	0.50
吉岡　伸一郎	東京都港区	11,000	0.46
大山　亨 ※４	神奈川県横浜市旭区	11,000	0.46
吉田　祐介 ※５	東京都品川区	10,500 (10,000)	0.43 (0.41)
中村　典宏	神奈川県横浜市栄区	10,200	0.42
端山　貴也	東京都三鷹市	10,000	0.41
BLP19号投資事業組合 業務執行組合員　ビー・エル・パートナーズ株式会社	東京都世田谷区宮坂一丁目37番20号－201	10,000	0.41

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
冨塚　理恵	東京都葛飾区	10,000	0.41
高野　潔	埼玉県新座市	10,000	0.41
浜倉　好宜	東京都港区	10,000	0.41
高山　真弓	東京都三鷹市	9,500	0.39
阿部　寿夫	東京都荒川区	8,000	0.33
武内　和子	東京都世田谷区	8,000	0.33
高木　盛至　※５	東京都品川区	8,000 (8,000)	0.33 (0.33)
金子　寿一	東京都新宿区	7,500	0.31
加藤　久	東京都世田谷区	7,000	0.29
阿部　隼太郎　※５	東京都港区	6,500 (6,500)	0.27 (0.27)
平林　良仁	東京都新宿区	6,000	0.25
下地　盛栄	東京都国分寺市	6,000	0.25
岡部　綾子	神奈川県横浜市港南区	6,000	0.25
大嶋　緋奈	東京都世田谷区	6,000	0.25
澤田　秀雄	東京都渋谷区	6,000	0.25
株式会社アプローズ	東京都練馬区南大泉三丁目13番29号	6,000	0.25
田島　彰	埼玉県狭山市	6,000	0.25
林　尚道	東京都港区	6,000	0.25
太田　孝昭	東京都武蔵野市	6,000	0.25
波房　克典	東京都港区	6,000	0.25
その他　172人	―	285,900 (85,100)	11.83 (3.52)
計	―	2,417,500 (286,600)	100.00 (11.86)

（注）１．「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
　　１　特別利害関係者等(大株主上位10名)　２　特別利害関係者等(当社代表取締役社長)　３　特別利害関係者等(当社取締役)　４　特別利害関係者等(当社監査役)　５　当社従業員
２．(　)内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
３．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月31日

株式会社イオレ
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中　塩　信　一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　北　山　千　里　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イオレの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イオレの平成28年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月31日

株式会社イオレ
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中　塩　信　一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　北　山　千　里　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イオレの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イオレの平成29年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月31日

株式会社イオレ
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　中　塩　信　一　㊞

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　北　山　千　里　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イオレの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第17期事業年度の第２四半期会計期間(平成29年７月１日から平成29年９月30日まで)及び第２四半期累計期間(平成29年４月１日から平成29年９月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イオレの平成29年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

eole Inc.

宝印刷株式会社印刷